

## 平成29年第3回中島村議会定例会会議録目次

|           |   |
|-----------|---|
| ○招集告示     | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

### 第 1 号 (9月7日)

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ○議事日程                            | 3  |
| ○出席議員                            | 3  |
| ○欠席議員                            | 3  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 3  |
| ○職務のため出席した者の職・氏名                 | 3  |
| ○開会の宣告                           | 4  |
| ○開議の宣告                           | 4  |
| ○会議録署名議員の指名                      | 4  |
| ○会期の決定                           | 4  |
| ○諸般の報告                           | 4  |
| ○行政報告                            | 6  |
| ○村長報告                            | 7  |
| ○教育長報告                           | 8  |
| ○議案第34号～認定第8号の一括上程、説明            | 9  |
| ○平成28年度中島村歳入歳出決算審査の報告について        | 11 |
| ○平成28年度中島村健全化判断比率等審査の報告について      | 15 |
| ○散会の宣告                           | 16 |

### 第 2 号 (9月12日)

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ○議事日程                            | 17 |
| ○出席議員                            | 17 |
| ○欠席議員                            | 17 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 17 |
| ○職務のため出席した者の職・氏名                 | 17 |
| ○開議の宣告                           | 18 |
| ○一般質問                            | 18 |
| 小林 均 君                           | 18 |
| 小松 公雄 君                          | 21 |
| ○議案第34号の質疑、討論、採決                 | 25 |

|                  |    |
|------------------|----|
| ○議案第35号の質疑、討論、採決 | 30 |
| ○議案第36号の質疑、討論、採決 | 41 |
| ○議案第37号の質疑、討論、採決 | 42 |
| ○散会の宣告           | 42 |

### 第 3 号 (9月14日)

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ○議事日程                            | 43 |
| ○出席議員                            | 43 |
| ○欠席議員                            | 43 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 43 |
| ○職務のため出席した者の職・氏名                 | 43 |
| ○開議の宣告                           | 44 |
| ○認定第1号の質疑、討論、採決                  | 44 |
| ○認定第2号の質疑、討論、採決                  | 61 |
| ○散会の宣告                           | 63 |

### 第 4 号 (9月15日)

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ○議事日程                            | 65 |
| ○出席議員                            | 65 |
| ○欠席議員                            | 65 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名 | 65 |
| ○職務のため出席した者の職・氏名                 | 66 |
| ○開議の宣告                           | 67 |
| ○認定第3号の質疑、討論、採決                  | 67 |
| ○認定第4号の質疑、討論、採決                  | 69 |
| ○認定第5号の質疑、討論、採決                  | 71 |
| ○認定第6号の質疑、討論、採決                  | 72 |
| ○認定第7号の質疑、討論、採決                  | 72 |
| ○認定第8号の質疑、討論、採決                  | 73 |
| ○陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決            | 74 |
| ○議員派遣の件                          | 75 |
| ○日程の追加                           | 75 |
| ○発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 76 |
| ○閉会中の継続調査の申し出について                | 77 |
| ○村長の挨拶                           | 77 |

○閉会の宣告..... 78

○署名議員..... 79

中島村告示第24号

平成29年第3回中島村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年8月25日

中島村長 加藤 幸一

記

1 期 日 平成29年9月7日 午前10時

2 場 所 中島村役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 椎 名 康 夫 君

2番 小 室 重 克 君

3番 小 林 均 君

4番 小 室 辰 雄 君

5番 小 松 公 雄 君

6番 鈴 木 新 平 君

7番 木 村 秋 夫 君

8番 藤 田 利 春 君

不応招議員（なし）

第 3 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成29年第3回中島村議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成29年9月7日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 村長報告(報告第3号)  
日程第 6 教育長報告(教育委員会の事務の点検及び評価報告)  
日程第 7 議案の上程、提案理由の説明(議案第34号から認定第8号まで)  
日程第 8 平成28年度中島村歳入歳出決算審査の報告について  
日程第 9 平成28年度中島村健全化判断比率等審査の報告について
- 

### 出席議員(8名)

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 椎名康夫君 | 2番 | 小室重克君 |
| 3番 | 小林均君  | 4番 | 小室辰雄君 |
| 5番 | 小松公雄君 | 6番 | 鈴木新平君 |
| 7番 | 木村秋夫君 | 8番 | 藤田利春君 |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                          |        |        |        |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 村長                       | 加藤幸一君  | 副村長    | 小針英希君  |
| 教育長                      | 佐藤正敏君  | 総務課長   | 吉田政樹君  |
| 会計管理者兼<br>税務課長           | 小針友義君  | 住民生活課長 | 矢吹勝人君  |
| 建設課長                     | 久保田利男君 | 保健福祉課長 | 相楽高德君  |
| 学校教育課長                   | 木村修君   | 生涯学習課長 | 鈴木勝正君  |
| 企画振興課長兼<br>農業委員会<br>事務局長 | 向井正君   | 代表監査委員 | 大澤洋次郎君 |

---

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 椎名正光 書記 藤田幸江

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまから平成29年第3回中島村議会定例会を開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） 出席議員は、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田利春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、木村秋夫君、1番、椎名康夫君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（藤田利春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、お手元に配付した会期案により、本日から9月15日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、今期定例会の会期は本日から9月15日までの9日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付した印刷文書のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（藤田利春君） 日程第3、諸般の報告を行います。



初めに、閉会中の主な議会関係事項について報告を申し上げます。

8月8日は、西白河地方町村議会議長会会長、熊田矢吹議長の代理とし、西白河地方町村議会議長会副会長の私が、福島県町村会議長会定期総会特別議決等に基づく要請活動に参加してきました。

要請は、復興大臣、本県関係国会議員等へ復興予算の確保、道路等交通網のインフラ整備など、福島復興・再生に向けた要望活動を行ってきました。

8月24日には、県町村議会議長会主催による、議長・副議長研修が福島県自治会館で開催され、私と木村秋夫副議長が出席してまいりました。

研修内容は、「議会改革の動向と課題」と題し、山梨学院大学大学院、研究科長、法学部教授、江藤俊昭氏からの講演でした。

議会基本条例制定の意義は、新たな議会像を宣言したことである。住民に開かれた住民参加を促進する議会、質問、質疑だけの場から議員間討議を重視する議会など、議会、議員のマニフェスト的なものが多くなってきたと話していました。

江藤氏の講演は、事例を挙げての講演でしたので、わかりやすく大変参考になりました。

次に、「日本の政局・政治の行方」と題し、時事通信社解説委員長、山田恵資氏の講演がありました。

山田氏の講演では、安倍政権の支持率が下がれば政権交代があるとのことでした。

また、次の衆議院選挙では、消費税率のアップを争点として掲げないのではないと話していました。

その他、閉会中の議会関係事項等は、お手元に配付した印刷文書のとおりでご了承をお願いします。

次に、本日までに受理した請願（陳情）は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付した請願（陳情）文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

続いて、村長から提出のあった議案、監査委員から報告のあった例月出納検査結果報告、平成28年度歳入歳出決算審査意見書及び平成28年度健全化判断比率等審査意見書、また今期定例会説明のために出席を求められた者、委任を受け出席する者は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

次に、議員派遣の報告を行います。

4番、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君より議員派遣について報告の申し出がありますので、これを許します。

4番、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔総務教育常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小室辰雄君） おはようございます。

総務教育常任委員会より議員派遣の報告をいたします。

去る8月9日、矢吹町、矢吹町文化センターにおいて、西白河地方議会議員研修会が開催され、本村議会議員も参加してまいりました。

初めに、西白河地方議会議長会の自治功労者の表彰が行われ、本村議会からは鈴木新平議員が受賞されました。

講演は、講師に順天堂大学医学部、免疫学、特任教授、奥村 康氏を迎え、「免疫と長生き 不良長寿」という演題で行われました。

その内容は、私たちの健康に関する講話で、老いとホルモンの話、免疫と長生きの話など、具体的な例を挙げ、ユーモアいっぱいのお話に私たちは聞き入ってまいりました。

免疫を上げる簡単な方法は、声に出して笑うこと。私たちの体のがん細胞をたたいて守っているというNK細胞は、笑うことで活性する。軽い運動、有酸素運動を続けることもよいとのことでした。NK細胞は、年をとると弱ってくる。また、ストレスには弱い。NK細胞の活性を上げるには、よく笑い、よく遊び、ストレスをなくすことが大切だと話しておりました。

最後に、先生の講演は2回目でしたが、健康第一を再認識させる有意義な研修でした。

以上で、議員派遣の報告を終わります。

平成29年9月7日、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 以上で、議員派遣の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（藤田利春君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 皆様、改めましておはようございます。

本日、ここに第3回中島村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年の水稲の生育状況は田植え時期に水不足があったものの、その後は順調に推移しておりましたが、出穂期に長雨と低温に見舞われました。もう間もなく収穫の時期を迎えようとしていますが、今後の天候が心配されるところであります。東北農政局から発表された8月15日現在における水稲の作柄はやや良と見込まれていますが、今後の台風の動向も含め、気象条件が気になるところであります。

村では、稲作の放射能吸収抑制対策として、昨年に引き続きカリ肥料の配布を実施し、安全・安心な米づくりを目指す農家の方々に万全を期していただきました。さらに収穫後には、米の全量全袋検査を行い、消費者に安全・安心をお届けできるよう、今後とも努力してまいります。

それではまず、行事等について報告をいたします。

6月6日から8日には、中体連県南大会が開催され、中島中学校の各部とも日ごろの練習の成果を十分に発揮し熱戦を繰り広げました。卓球男子が団体戦、個人シングルの2部門で、それとソフトボールが優勝を果たし、バレーボール女子も3位入賞と健闘し、見事県大会の切符を獲得しました。

去る6月30日には、京浜市場トップセールスを東京大田市場で実施し、夏秋野菜の安定販売と風評被害払拭活動に取り組みました。JA夢みなみ管内自治体の首長による活動であり、農産物の安全性と福島県南地域のPRを推進することができました。

7月2日には、改善センターグラウンドにおいて、第7回中島村消防団ポンプ操法競技会が開催され、自動車ポンプの部と小型ポンプの部において、早朝練習で向上した訓練の成果を披露し、その技術を競い合いました。地域の安全を守るための各消防団の意気込みが感じられるすばらしい大会でした。

7月19日には、県道棚倉・矢吹線と県道母畑・白河線の交差点付近において、交通安全テント村が実施され、村交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会及びパトロール隊により、ドライバーへの交通安全呼びかけ運動が行われました。

7月30日には、「いきいきフェスタINなかじま2017」が開催されました。早朝まで雨に見舞われ開催が心配されましたが、開会予定時刻には雨も上がり、今年も村内外から大勢の来場者を迎えて無事開催することができました。メインステージでは、「子どもみこし」によるオープニングセレモニーの後、中島中学校吹奏楽部による演奏や学法石川高校のチアリーディングがあり、日ごろの練習の成果を披露されました。さらに、トマトの早食い、バイクショーや口笛コンサート、さらには紅晴美の歌謡ショーや漫才コンビ母心のお笑い等があり、大変盛り上がったイベントを実施することができました。今回も、「東京なかじま会」から多くの方の参加をいただき、風評被害払拭にも大いに役立てることができました。これもひとえに皆様方のご支援、ご協力のたまものと、改めて感謝申し上げます。

次に、行政執行の状況について報告いたします。

工事関係であります。繰り越しであるふくしま森林再生事業は、民有林の間伐等の森林整備と土砂流出防止対策等による森林の多面的機能維持、さらに放射線低減対策を図るため、吉岡、原山、二ツ山地区について間もなく発注予定であります。平成29年度分については、事業同意取得業務委託であり、元村、二子塚、川原田地区について間もなく発注予定であります。

社会資本整備総合交付金事業として、狭隘道路整備については、岡ノ内地区について用地測量業務を発注しました。入江地区については、改良工事発注に向け用地補償や売買契約等の業務を進めております。農道整備事業の西前地区については、9月4日に改良工事を発注したところです。

次に、建築工事関係であります。屋内ゲートボール場改修工事については、7月10日に一般競争入札を実施し、7月19日の臨時議会で議決された請負契約を締結いたしました。9月から現場着手しております。

滑津小学校配膳室改修工事、吉子川小学校遊具整備工事、中島幼稚園遊具整備工事については、夏季休暇中に工事が完了しました。

その他、事務事業についても順調に進捗しておりますことを報告いたします。

○議長（藤田利春君） 以上で、行政報告を終わります。

---

## ◎村長報告

○議長（藤田利春君） 日程第5、村長報告を行います。

村長より、報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 法の定めにより議会に報告をするものについてご説明いたします。

報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、それぞれ議会に報告をするものであります。

指数につきましては、昨年同様いずれも財政の健全性を示しており、今後ともその維持に努めてまいります。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長より、担当課長をして補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で、村長報告を終わります。

---

### ◎教育長報告

○議長（藤田利春君） 日程第6、教育長報告を行います。

教育長より、平成28年度中島村教育委員会の事務の点検及び評価の報告について申し出がありましたので、これを許します。

教育長、佐藤正敏君。

〔教育長 佐藤正敏君 登壇〕

○教育長（佐藤正敏君） 皆さん、おはようございます。

私からは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、議会に提出することになっている平成28年度中島村教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価について報告させていただきます。

教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検、評価につきましては、中島村第5次総合振興計画との整合性をもとに作成しました平成28年度中島村教育委員会の基本方針に定めた8つの基本施策と26の重点施策について実施した結果と、教育に関して学識を有する者の意見を含めた形で整理をさせていただきました。

別紙報告書の目次をごらんください。

I、中島村教育委員会の点検・評価に関する報告書について

II、平成28年度中島村教育委員会の教育方針・重点施策

III、点検・評価の結果について

IV、学識経験者からの意見

V、今後の課題と対応について

といったプロットで整理してあります。

また、8ページ以降に整理をしてあります施策の実施経過につきましては、平成28年度における特色ある取

り組みがわかるように下線を引いておきました。特に昨年度は、吉子川小学校の大規模改修、児童館の建設と運営構想の検討、さらには改善センター周辺の施設設備のあり方の検討などに重点的に取り組んでまいりました。

なお、詳細につきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、教育委員会の執行状況に対する点検、評価についての報告を終わらせていただきます。

○議長（藤田利春君） 以上で、教育長報告を終わります。

---

### ◎議案第34号～認定第8号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案の上程を行います。

議案第34号から認定第8号までの12議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、本定例会に提案いたします議案についてご説明をいたします。

議案第34号は、中島村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団員が不足する事態とならぬよう、団員規程条項の一部を改正し、団員の確保を図ろうとするものです。

議案第35号は、平成29年度中島村一般会計補正予算（第2号）であります。

既定予算額に6,532万3,000円を追加し、総額を32億264万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税に1億1,333万9,000円、国庫支出金に2,469万6,000円、寄附金に1,776万5,000円を増額補正し、繰入金から9,059万3,000円、村債から62万8,000円を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費の一般管理費でふるさと納税業務関係に1,776万5,000円、住民生活費の地区公民館等整備事業費に10万円、民生費の障害児通所支援費等で59万3,000円、土木費の道路等側溝堆積物撤去・処理事業費関係に4,880万円、都市計画基礎調査費に120万円、消防費で全国瞬時警報システム設備整備費に230万5,000円をそれぞれ増額補正し、農林水産業費の農業集落排水処理事業特別会計繰出金を596万9,000円減額補正するものであります。

議案第36号は、平成29年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算額に978万7,000円を追加し、総額を6億7,283万7,000円とするものであります。

補正の主なものは、平成28年度事業確定見込みにより、歳入で繰越金に978万7,000円、歳出では退職被保険者等療養給付費に100万円、退職被保険者等高額療養費に100万円、国庫支出金返還等に778万7,000円を増額補正するものです。

議案第37号は、平成29年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定予算額に23万円を追加し、総額を2億8,423万7,000円とするものであります。

続きまして、平成28年度決算の認定に関する8議案であります。

認定第1号は、平成28年度一般会計歳入歳出決算についてであります。

日本経済は、アベノミクスの取り組みのもと、経済再生、デフレ脱却に向け進捗が見られ、雇用、所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いてまいりました。

海外経済においては、新興国、資源国経済の脆弱性といったリスクに加え、イギリスのEU離脱問題もあり、その先行きは不透明感が高まってきております。

こうしたリスクを乗り越え、経済の好循環を確立していくためには、日本が世界に誇る人材力の活用とその環境整備が大きな課題であり、一億総活躍社会の実現に向けたアベノミクス新三本の矢による地方創生が実現することを期待するものです。

一方、各自自治体では、相変わらず東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害払拭や放射能除染対策に奔走している状況が続いております。

村では、平成28年度で除染業務が完了し、現在は仮置き場の管理業務と仮置き場から中間貯蔵施設への搬送業務を残すのみであり、除染対策事業や風評被害対策等に積極的に取り組む一方、財政の健全化に努め歳出の抑制を図ってまいりました。その結果、前年度に引き続き実質単年度収支は黒字となりました。重ねて議員の皆様方には感謝を申し上げます。

平成28年度一般会計の歳入総額は、前年度比2.12%増の34億3,847万8,927円、歳出総額は、前年度比7.82%増の31億9,860万6,664円であります。歳入歳出差引残額2億3,987万2,263円、翌年度繰越明許費額は2,635万9,000円であります。

また、実質収支額2億1,351万3,263円のうち、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条第1項の規定により積み立てる額を1億700万円とするものです。

その内容等については、義務的経費は、人件費が1.4%、扶助費が6%、公債費が2.8%と前年度より増となり、経費全体で2.9%の増となりました。構成比は29.9%であります。

また、投資的経費は、災害復旧事業費は減少しましたが、普通建設事業費は大幅な増で、前年度対比116.3%となりました。構成比で16.7%と前年度より6.9%の増加となっております。

認定第2号から認定第8号まで各特別会計の歳入歳出決算については、それぞれ特別会計設置の目的に応じた事業を執行しましたので、ご報告いたします。

本村の平成28年度決算においては、全ての会計において財政の健全性を維持した事務事業が執行できました。また、資料として歳入歳出決算書並びに主要施策成果報告書を添付してございます。後ほどごらんをください。

なお、財政報告書に記載してある普通会計の数字等には、国の決算統計による分類に基づき区分された一般会計と墓地特別会計の合計額を計上しておりますので、ご了承願います。

なお、詳細につきましては各担当課長をして補足説明させますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から担当課長をして議案の補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで11時15分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時15分まで休議いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで13時ゼロ分まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時ゼロ分まで休議いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で議案の上程、提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎平成28年度中島村歳入歳出決算審査の報告について

○議長（藤田利春君） 日程第8、平成28年度中島村歳入歳出決算審査の報告について監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、大澤洋次郎君。

〔代表監査委員 大澤洋次郎君 登壇〕

○代表監査委員（大澤洋次郎君） それでは、平成28年度の決算をした結果について意見を述べさせていただきます。

資料の9ページをお開きください。

平成28年度中島村歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、平成28年度中島村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿を審査した結果は、次のとおりである。

第1、審査の概要。

1、審査対象。審査対象は、次の各会計歳入歳出決算書及び関係諸帳簿。平成28年度中島村一般会計、平成28年度中島村国民健康保険特別会計、平成28年度中島村簡易水道特別会計、平成28年度中島村土地造成事業特別会計、平成28年度中島村農業集落排水処理事業特別会計、平成28年度中島村墓地特別会計、平成28年度中島村介護保険特別会計、平成28年度中島村後期高齢者医療特別会計。

2、審査期間。平成29年7月25日から平成29年7月27日までの3日間。

3、審査の方法。村長から送付された一般会計ほか7特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調書及び各基金の運用状況を記載した書類について、計数を確認するとともに、その会計処理が適正に行われているかを確認するため、関係書類の照合と関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

4、審査の総括意見。審査に付された各会計歳入歳出決算書計数は、関係諸帳簿等を点検審査した結果、いずれも決算計数に相違はなく、適正に執行されたことを確認した。また、審査結果の詳細は、以下のとおりである。

なお、本意見書の調査資料の一部を除いて統計表は、千円未満の端数を処理したので、決算書との誤差がある。

次のページをお願いします。

5、決算の状況。平成28年度一般会計及び特別会計の決算額は、下記のとおりであり、一般会計及び特別会計の歳入合計額で50億3,929万円（前年度比2.2%増）、歳出合計額で46億4,847万3,000円（前年度比5.1%増）となった。

次に、会計別決算として前年度と比較した表がありますが、これについては説明を省略させていただきます。

次に、第2、一般会計。

1、一般会計の状況。一般会計は、歳入額34億3,847万9,000円（前年度比2.1%増）、歳出額は31億9,860万7,000円（前年度比7.8%増）となった。

次の一般会計年度別決算比較として、これは前年度と比較した表がありますが、これについても説明を省略させていただきます。次のページに進みたいと思います。

2、一般会計歳入状況。一般会計歳入は、歳入合計34億3,847万9,000円で、主な財源は村税等の自主財源9億3,373万5,000円（前年度比2.5%減）、地方交付税等の依存財源25億474万4,000円（前年度比4.0%増）となった。

次に、一般会計歳入状況として表がございます。これについても読み上げと説明は省略させていただきます。次のページに進ませさせていただきます。

3、一般会計歳出状況。一般会計歳出は、歳出合計31億9,860万7,000円で、主な増減額は教育費6億6,108万4,000円（前年度比116.5%増）、土木費1億7,034万円（前年度比42.9%増）、衛生費5億2,487万円（前年度比25.4%減）となった。

次の一般会計年度別決算比較として表がございますが、これについても説明を省略させていただきます。次に進めさせていただきます。

4、一般会計の審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審



査結果は正確かつ適正なものと確認した。

なお、特筆すべき点について以下のとおり簡記するので、改善等が必要なものについては検討をいただきたい。

(1) 予算執行状況について。予算執行に当たっては、補助事業等の関連で翌年度繰越が幾つかあった。住民サービスの向上を考慮し早期の事業完成を望みます。報酬、需用費等において、予算に計上されているものの、未執行であったものが散見された。今後は、補正予算で減額する等の措置を講じられたい。今後も最少の経費で最大の効果をあげられるよう、なお一層努力されたい。

(2) 村税等の滞納金及び不納欠損処分の対策について。村税等の滞納額は、前年度と比較すると減少傾向にあり、徴収の努力は認められる。また、白河地方広域市町村圏整備組合の滞納整備部門に徴収事務を一部委託するなど、滞納整理の効果は見られる。今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など納税の啓蒙努力と家庭訪問をするなど納税指導を強力に進めていただきたい。不納欠損は、前年度は村民税だけであったが、本年度は村民税、固定資産税に計上され、不納欠損額も増加傾向にある。税の公平な負担の面からも、今後は不納欠損処分に至らないよう再度努力していただきたい。

(3) 主要事業について。各事業において、それぞれの期間内及び設計書どおりに完成されている。平成28年度の主要事業で、松崎消防屯所工事、社会資本整備総合交付金事業、滑津・後山線道路工事、児童館新築工事、ふくしま森林再生事業の現地を確認したが、特に問題は見受けられなかった。

(4) 公有財産について。平成28年度は、公共用財産（村駐車場700㎡）の土地購入、建物の財産では、消防施設に関する建物（消防屯所等（木造11㎡、非木造48㎡））、その他施設（児童館等（木造693㎡））が年度中の増として計上があり、目的のとおり使用されていたことを確認した。今後も財産の管理、活用にあたっては、その財産の目的、効果が十分に発揮できるよう努めていただきたい。

(5) 基金運用について。基金は、各基金とも条例に基づき、適正に運用されていることを認める。運用の実績があった「人材育成基金」は、中学生のマレーシアへの修学旅行、「地域雇用創出推進基金」は、童里夢公園なかじまの維持管理の人件費、「地域振興基金」は、いきいきフェスタ、商工会が行ったプレミアム商品券発行事業の補助金に有効的かつ効果的に充当されていた。また、東日本大震災復興基金は、震災からの復興を目的とした基金で、平成28年度が最終年度で目的を果たした。

次に、平成28年度基金運用状況一覧表がございますが、これについても読み上げと説明を省略させていただきます。次に進ませていただきます。

(6) その他。各種補助金、負担金等については、実態や実情を把握し、社会情勢に合致しているか十分に検討し、必要に応じ維持するものと整理統合の判断をされたい。

### 第3、特別会計の決算概要。

1、国民健康保険特別会計。(1) 平成28年度における国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

国民健康保険特別会計年度別決算比較として前年度と比較した表がございますが、これも説明を省略させていただきます。

(2) 審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は

正確かつ適正なものと確認した。保険税の滞納額は、前年度と比較すると減少し、徴収の努力は認められる。今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など納税の啓蒙努力と家庭訪問をするなど納税指導を強力に進めていただきたい。不納欠損は、本年度は保険税で計上されたが、税の公平な負担の面からも、今後は不納欠損処分に至らないよう努力をしていただきたい。

2、簡易水道特別会計。(1)平成28年度における簡易水道特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

これについても簡易水道特別会計年度別決算比較として表がございますが、説明を省略させていただきます。次に進めさせていただきます。

(2)審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。使用料の滞納額は、前年度と比較すると増加傾向にある。今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など納入の啓蒙努力と家庭訪問をするなど指導を強力に進めていただきたい。

3、土地造成事業特別会計。(1)平成28年度における土地造成事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

土地造成事業特別会計年度別決算比較として表がございます。これについても説明を省略させていただきます。

(2)審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。

4、農業集落排水処理事業特別会計。(1)平成28年度における農業集落排水処理事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

これについても農業集落排水処理事業特別会計年度別決算比較として表がございます。これについても説明を省略させていただきます。

(2)審査結果に入らせていただきます。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。使用料の滞納額は、前年度と比較すると増加傾向にある。今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など納入の啓蒙努力と家庭訪問をするなど指導を強力に進めていただきたい。

5、墓地特別会計。(1)平成28年度における墓地特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。墓地特別会計年度別決算比較表として表がございます。これについても説明を省略させていただきます。

(2)審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。

6、介護保険特別会計。(1)平成28年度における介護保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

介護保険特別会計年度別決算比較表として、これについても省略させていただきます。

(2)審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。保険料の滞納額は、前年度と比較すると減少し、徴収の努力は認められる。

今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など納入の啓蒙努力と家庭訪問をするなど指導を強力に進めていただきたい。

7、後期高齢者医療特別会計。(1)平成28年度における後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

そして、後期高齢者医療特別会計年度別決算比較表がございますが、これについても説明を省略させていただきます。

(2)審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。

以上、平成28年度決算審査の総括意見とする。

平成29年8月3日。中島村長、加藤幸一様。中島村議会議長、藤田利春様。

中島村代表監査委員、大澤洋次郎。中島村監査委員、小松公雄。

以上であります。

○議長(藤田利春君) 以上で、平成28年度中島村歳入歳出決算審査の報告を終わります。

---

#### ◎平成28年度中島村健全化判断比率等審査の報告について

○議長(藤田利春君) 日程第9、平成28年度中島村健全化判断比率等審査の報告について監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、大澤洋次郎君。

[代表監査委員 大澤洋次郎君 登壇]

○代表監査委員(大澤洋次郎君) それでは、意見を述べさせていただきます。

平成28年度中島村健全化判断比率等審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、平成28年度中島村健全化判断比率等を審査した結果は、下記のとおりである。

記として

1. 審査対象。(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率、(5)資金不足比率。

2. 審査期間。平成29年7月27日に実施しました。

3. 審査の総括意見。平成29年7月27日に健全化判断比率、資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を審査及び職員への聞き取りをしたところ、適正に算出されていると認められた。なお、特筆すべき点について以下のとおり簡記する。

(1)実質赤字比率について。特筆すべき事項なし。

(2)連結実質赤字比率について。特筆すべき事項なし。

(3)実質公債費比率について。過去3年間の平均値で表す比率は9.1%であり、前年度と比較して0.8%下

回っている。平成28年度の単年度比率は9.2%であり、前年度と比較して0.4%上回っている。単年度比率上昇の要因は、児童館建設、道路整備等によるものである。来年度以降においても、比率が大きく悪化するようなことはないと思われるが、更なる健全運営に努められるよう期待する。

(4) 将来負担比率について。特筆すべき事項なし。

(5) 資金不足比率について。特筆すべき事項なし。

以上、平成28年度健全化判断比率等の総括意見とする。

平成29年8月3日。中島村長、加藤幸一様。

中島村代表監査委員、大澤洋次郎。中島村監査委員、小松公雄。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 以上で、平成28年度中島村健全化判断比率等審査について報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時15分

第 3 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

平成29年第3回中島村議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年9月12日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

3番 小林 均 議員

5番 小松 公雄 議員

日程第2 議案第34号 中島村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第35号 平成29年度中島村一般会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第36号 平成29年度中島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第37号 平成29年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

---

出席議員(8名)

1番 椎 名 康 夫 君

2番 小 室 重 克 君

3番 小 林 均 君

4番 小 室 辰 雄 君

5番 小 松 公 雄 君

6番 鈴 木 新 平 君

7番 木 村 秋 夫 君

8番 藤 田 利 春 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長 加 藤 幸 一 君 副 村 長 小 針 英 希 君

教 育 長 佐 藤 正 敏 君 総 務 課 長 吉 田 政 樹 君

会 計 管 理 者 兼 小 針 友 義 君 住 民 生 活 課 長 矢 吹 勝 人 君  
税 務 課 長

建 設 課 長 久 保 田 利 男 君 保 健 福 祉 課 長 相 楽 高 徳 君

学 校 教 育 課 長 木 村 修 君 生 涯 学 習 課 長 鈴 木 勝 正 君

企 画 振 興 課 長 兼 向 井 正 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長

---

職務のため出席した者の職・氏名

事 務 局 長 椎 名 正 光 書 記 藤 田 幸 江

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（藤田利春君） 日程第1、一般質問を行います。

発言は通告の順に行います。

---

◇ 小 林 均 君

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君の質問を許します。

3番、小林 均君。

〔3番 小林 均君 登壇〕

○3番（小林 均君） 皆様、改めましておはようございます。

早速、通告に従いまして、私の一般質問を行います。2点ほど質問させていただきます。

1点目は、さきの議会において村長が第5次総合振興計画の進捗状況の中で国土利用計画の見直しの件について触れました。この件について質問したいと思います。

皆さんもご承知のとおり、前回策定された国土利用計画は平成10年に策定されたものであります。それから19年がたち、村の振興、発展に寄与されてきたものと思っております。しかし、時代の変化とともに、中島村の地域全体にも東日本大震災を境に変貌を遂げる時期が来ているのではないかと思います。特に中島村は被災地の一自治体として、この6年間復旧、復興に当たってきました。

これから先、中島村をどのような形で発展させるかを改めて考えなければなりません。よって、いち早く将来に向けた国土利用計画の見直しが必要だと私は考えます。中島村の地域利用や農業振興地域の利用など、いわゆる地域連帯の利用計画を見直すことは、企業誘致の促進や定住促進の分譲地開発などにつながっていくものと思いますが、改めて村長の考えを伺います。

次に、2点目の質問に入りますが、北朝鮮のミサイル攻撃について質問します。

北朝鮮のミサイル攻撃は、テレビ等で毎日報道されています。ミサイル攻撃というものが私たちの身にいつ降りかかってくるかわからないときとなってきました。考えたくもありませんが、時遅しでは話になりません。

どの自治体でも同様の不安はあるかと思えます。現在、私たちは報道での情報を頼りに耳を傾けていますが、国やほかの自治体ではどのような対応を考えているのか、今時点の情報でお聞きかせたいと思います。

また、中島村は現実にはミサイル攻撃ということになった場合、いかなる対応をとれるのかお伺いしたいと思います。

以上、2点ほど質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 改めましておはようございます。

それでは、通告に基づきまして、小林 均議員の質問にお答えします。

まず、国土利用計画についてでございます。

本件に関しましては、国土利用計画法第8条において、市町村区域における国土利用に関し、必要な事項について市町村計画を定めることができると規定されております。本村においても、今後の均衡ある村の開発と保全を進める上においても必要なものであると考えております。

当村の現計画は、小林議員が申しましたように、平成10年3月に作成されたものであります。これを第5次総合振興計画・前期基本計画5年間の中で、目標年度を平成29年度として計画の見直しを検討してはありますが、震災からの復興に全力を注いできたことから計画見直しに至っていない現状にあります。

小林議員が申されるとおり、土地利用をめぐる社会、経済情勢が大きく変化する中で、これに対応した計画の見直しは不可欠なものと認識しており、現在策定中の第5次総合振興計画・後期基本計画5年間の中で見直しを実施すべく準備を進めているところでありまして、次年度から作業を進めていきたいと考えております。

また、国土利用計画と農業振興地域整備計画は密接に関係しておりますので、農業振興地域整備計画の全体見直しにつきましても、並行して見直しを進める予定であります。見直しまでは、複数年の期間を要するものと思われませんが、村民から理解が得られる計画となるよう慎重に取り組んでまいりたいと思えます。

続きまして、北朝鮮のミサイル攻撃時の対応についてのご質問にお答えいたします。

小林議員のご指摘のとおり、北朝鮮のミサイル発射等のニュースは毎日のようにテレビ等で報道されているとおりであり、大変憂慮されるものと認識しております。これらについての国からの情報は、県の危機管理課を経由し、逐次メール等により村に届いているところであります。

また、万が一に備え、村のホームページでも「弾道ミサイル落下時の行動について」と題し、お知らせしているところであります。

また、先月29日早朝における弾道ミサイル発射に伴う瞬時警報システム、通称Jアラートによる緊急放送後には村管理職を臨時招集し、中島村国民保護計画に基づき、このような場合における職員のとるべき対応について再確認をしたところであります。

さらに、国においては、このような緊迫した北朝鮮情勢や頻発する地震や台風などの自然災害に速やかに対応するため、平成30年度までに全国の全ての市町村に対し、瞬時警報システム、Jアラートについて、起動時間が早い新型の受信機に更新するよう求めているところであります。

本村におきましては、今期定例会にその関連予算を計上しているところであります。その詳細等につきまし



ては、補正予算審議での質疑応答になると思いますが、慎重審議をお願いするものであります。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 大変わかりました。ありがとうございます。

再質問をさせていただきたいと思うんですが、先ほど村長は、今後村民の意向なども反映していきたいというような答弁がありました。その件で、ちょっとまた質問させていただきたいと思うんですが、計画書作成については大変実現性の高い計画書とするために、ぜひ村民の意向等も踏まえて計画書作成に当たっていかねばならないと思います。その計画書作成に当たって、村長はどのような観点の中で、そういった計画書づくりに当たっていくのか伺いたいと思いますが、例えば、村長が当初、就任当時、地区座談会とかワークショップとかいろんな形で住民の声を反映したというようなこともありますけれども、そういうような観点の中で、村長はどういうふうな考えを持っているのか聞かせていただければと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

私が答弁しましたように、村民の要望にできるだけ沿った形の計画を立てたいということですが、村には各種団体あります。農業委員会あるいは土地改良区とかそういった各種団体があります。そういった団体の意見を聞く、あるいは区長会、そういったいろんな組織がありますので、そういった組織を重点に村としてどういう要望を取り入れられるかということ聞きながら計画の作成を進めていきたいと思っております。アンケートとかそういったワークショップとかという方法も一つあるかと思いますが、その辺もこれから十分検討しながら進めていきたいと思っておりますので、できるだけ村民の要望を反映できるような利用計画をつくっていききたいと思っておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） はい、わかりました。

ぜひ村民のニーズを捉えながらこの計画書作成に当たって、今後の総合戦略等もありますので、ぜひそちらのほうに反映させていただけるようによろしくお願いいたします。

2点目の北朝鮮の脅威についての質問ですが、8月29日にJアラート、初めて私どもも聞きましたが、私も早朝から野球の練習、早朝野球の練習をやっていて、6時に聞いたこともないような、地震なのかな、何なのかなというようなJアラートというものを初めて耳にしましたが、国民の方々、それから村民の方々、当然初めて耳にしたというふうな報道もありました。そんな中で、二、三カ所の自治体だったと思いますが、Jアラートが故障して鳴らなかったというふうな報道も一部ありました。そういうふうなときに、中島村はどういうふうな対応を考えていくのかなというふうなこともちょっと再質問の中で質問させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） それでは、担当課の住民生活課のほうでお答えしたいと思います。

幸い、この間の放送は間違いなく鳴りましたし、あと村民にお知らせしなくても定期的な放送、国とJアラ

一トの試験放送というのは定期的にやっております。外部に流さないだけであって、試験はうちの受信機のほうにそういう指令とかも来たりして点検等も逐次やっておりますので、まずそういうことのないように今後も努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） はい、わかりました。

そうですね、Jアラート故障したというふうなときは防災無線等もありますので、そちらのほうで即対応できるように住民への周知、よろしく願いできればというふうに思っております。

以上で、私のほうの質問終わりたいと思っておりますが、ぜひ今後、どういうふうな事態が発生するかわからない世の中なので、ぜひ皆さんもいろんな情報を取り入れて私ども議員のほうにも、村のほうにでも、村民のほうにでも情報を伝達していただけるような対応をとっていただければと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で、3番、小林 均君の質問を終わります。

---

#### ◇ 小 松 公 雄 君

○議長（藤田利春君） 次に、5番、小松公雄君の質問を許します。

5番、小松公雄君。

〔5番 小松公雄君 登壇〕

○5番（小松公雄君） おはようございます。

通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

まず初めに、村長が各種集まりの中での祝辞の中で、安全宣言をしたい旨の発言を何度かお聞きいたしました。当然、原発事故にかかわる安全宣言だろうと私どもは受け取りました。現状の本村は、出荷制限のかかった食物が何点かあります。阿武隈川の魚ですとか、あるいは山の野生のキノコ、あるいは山グルミとか、そのほか米の全袋検査、あるいは給食の食材の放射線検査等々、当然安全宣言にはほど遠いような状況だろうと考えております。村長の真意をお伺いしたいと思います。

2点目は、村の集団検診なんですけれども、受診率が30%台、後半ですけれども、かなり低い状況であります。近隣町村から見てもワーストワンという不名誉な状況であります。これから、退職被保険者、要するに定年退職した人たちが国民健康に加入してくる。そういう当然、年寄りが増えてくるわけなんですけれども、それらの検診率を受診率を上げて健康を維持していただくためにも、何とかその対策を考えていかなきゃならないんじゃないかと。基本的な考えと、現状をどう考えて、その対策をどう考えているのかをお聞きしたいと思います。答弁よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、通告に基づきまして、小松公雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、安全宣言についてでございますが、東日本大震災の福島第一原発事故による放射線問題において、安全宣言の真意を伺いたい旨の質問であります。

本村の放射線除染は、宅地除染や生活圏森林を含めた生活圏域除染について、平成28年度末で完了いたしました。現在、その除染廃棄物を仮置き場に保管しておりますが、平成30年度には中間貯蔵施設への運び出しも終了する予定であります。また、農産物等食品の放射性物質検査は現在も継続で検査をしており、自家消費野菜及び出荷用野菜として検査したものについて規制値を超えた食品はございません。水稻については、放射能吸収抑制対策としてカリ肥料配布、散布を継続で実施し、全量全袋検査をし、その安全性を確認しております。しかし、風評被害については、まだ完全に払拭はされておきませんが、管内首長を中心に京浜市場におけるトップセールスを実施し、農産物の安全性をPRするなど風評対策に努めておるところであります。

このように、放射能の吸収抑制対策や検査体制の継続により食の安全性は確保されておりますが、その反面、風評被害が続いており、これらの払拭対策が重要であると思っております。

現在の第一原発の状況は、廃炉に向けた環境整備が進められておりますが、私たちが暮らす生活圏に大きな環境影響を及ぼすものではない状態へと改善されていると考えております。本村においても除染等により生活圏の放射能基準は満たしており、その現実を安全宣言として村民に伝えるとともに、外部へ情報発信することが大事であると思っております。風評被害の払拭のためにも、私たちが暮らす生活圏の安全をPRすることが大事であると思っております。

今後は、農産物等の検査体制、検査結果の情報発信方法の検討や、県産野菜が地元で多くの人に消費されていることをアピールするなど、福島県産農作物に対する消費者意識の改善対策を推進し、さらなる食の安全性をPRすることが大事であり、いち早く安全宣言のできる環境整備に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、集団検診についてでございますが、村が保険者である国民健康保険の被保険者で40歳以上74歳までの方を対象として実施する特定健診であり、身長、体重、血圧、血液検査、尿検査など生活習慣病に関する部分の検査をするものです。社会保険加入者は含まれていない村集団検診であります。このようなことで、平成28年度における対象者は981人で、そのうち検診受診者は387人であり、受診率は39.4%となっております。

参考までに申し上げますと、国保連のデータによる西白河管内市町村の平成27年度受診率は、泉崎村が41.56%、西郷村が41.58%、矢吹町が51.53%、白河市が39.83%であり、中島村は39.24%と管内市町村で最も低い受診率でありました。

一方、がん検診等その他の集団検診の受診状況を見ますと、毎年度700名程度の方が受診しており、西白河管内市町村の最上位の実績となっております。また、各個人で自主的に人間ドックやPET検診等を受診されている方もおいでになり、これらを勘案いたしますと、村民の健康意識は必ずしも低いものとは言えません。しかしながら、生活習慣病予防意識という観点から考えますと、この部分については十分とは言いがたいものであります。生活習慣病は症状があらわれにくく発症に時間を要するといつて、がん等に比べ即座に対応しなくてもよいのではないかと誤った認識を持っておられる方も多いのではないかと思います。

そこで、本年度から、より一層受診しやすい環境をつくるため、受診料を無料化いたしました。また、時

期を別にして集団検診を2回実施することとしました。さらに、それでも日程が合わないという方については、従来から行っている管内の各提携医療機関において、有料ではありますが、7月から10月まで受診できる個別検診も継続して行っております。

今年度から新たに開始する2回目の特定健診は、11月に実施を予定しております。健診に向けて日程等の周知を徹底するとともに、1回目の集団検診で受診していない方には個別に受診勧奨をするなど、受診率の向上と村民の健康維持・増進のため、さらなる施策を積極的に展開していきたいと考えております。

今後は、保健師による健康指導をさらに強化するとともに、健康推進委員による活動など、さまざまな機会を通じて保健衛生の啓蒙を図り、特定健診受診の意識向上と生活習慣病予防対策に努めてまいりたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） まず、安全宣言の考えは、当然理解はできますけれども、やはり近隣市町村との足並みをそろえろとか、中島村独自でやれるものではないと私どもは考えております。例えば、西郷は側溝除染をやる、白河の大信のほうもやる、じゃ中島村だけが、その近隣市町村の中で私のところだけ安心ですよというわけにはいかないと思うんですよ。もっと言えば、さっき村長が言いましたとおり、廃炉に向けて今やっています。確かに今のところ影響はありません。だけれども、じゃ100%本当に安全なのか、本当に何もなくて廃炉までいくのか、そんな保証はどこにもないわけで。

それからもう一つは、中島村が安全宣言しました、あそこの村だけが安全なのかと、そういうとられ方をすると思うんですよ。そんなことは決してないんで、だから誤解を生みやすい安全宣言になるんじゃないかと危惧をしています。そんな老婆心かもしれないけれども、慎重にやっぱり考えていただきたいと思っております。

村長の思いはよくわかります。だけれども、実際問題、安全宣言なんていうのは正直知事が出すもんだと思っています。福島県全体を考えて出すもんじゃないかと。今の状況では福島第一原発の事故以来、多分俺らの年では出ないで終わるんじゃないかと思っています。そのぐらい慎重に、そして国やあるいは東電にやっぱり責任をよく直視させるというか、これから先も含めてですけれども、そういう考え方でいっていただきたいと思っております。もう一度、その件について少しお考えありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） 中島村独自だけで安全宣言を出すのは余りこの地域の連帯感から見てもよろしくないんじゃないかというような話ではありますが、私が言っている安全宣言というのは、村がとるべき安全対策というのは全て村では終わりましたよということをやはり村民にアピールしたいということが一つあります。それから、風評被害の払拭、これを払拭するためには、やはり安全だという農産物をPRしないことには、まず風評被害の払拭は図れないだろうと思っております。そういったことを考えると、中島だけ突出して安全だということじゃなくて、市町村がとるべき安全対策はとりましたよということを村民の方にPRをして、一つの安心感を持ってもらうということも大事ではないかと思っております。

それから、小松議員がおっしゃるように、第一原発の廃炉が終わるまでは安全宣言を出すべきではないので

はないかと、これは私は何ら否定するものでも何でもありません。放射能に対する安全の意識の差異というのは人によっても違いますし、また学説によっても違います。ですから、これは私は何ら小松議員の意見を否定するわけでも何でもありませんが、とれるべき対応は全部とりましたということで、村としては、これ以上安全対策というのは何をとれるのかなと考えたときに、やはりやるべきことはやったということを村民にアピールしたいということでもあります。

何といいましても、安全になったにもかかわらず、風評被害が残っているということは、本来事実ではないことを不安に思っているような被害が発生している、これが風評被害だと思います。ですから、中島村の農産物、これまでいろいろモニタリング検査、あるいは米の全袋検査やってきましたけれども、どれ一つとして基準値を超えた農産物はなかったということでもあります。今出荷制限のかかっているということで、小松議員申されましたけれども、出荷制限は中島村はかかっていると思っております。というのは、県が言っているのは、出荷を差し控えるように要請している品目であります。測定して基準値以下であれば出荷してもいいですよということでありますので、これは出荷制限でなくて、出荷を控えるように県が要請している品目であります。村内から出たコシアブラ、それからタケノコ、それにキノコ、魚等、これについては1キロ当たり100ベクレルを超えた検体は1つも発見されていないということでもありますので、これ6年半やってきましたけれども、1検体もオーバーした、基準値を超えたものはなかったということでもありますので、村としては安全なのかなと思っております。

そういったことも、何らアピールしてもほかの市町村から、何だ、中島だけそんなことやっていいのかというような批判は来ないんじゃないかと思っております。ですから、村民に中島村はとれる対応は全部して安全になったよということアピールするということは、非常に村民にとってもいいことではないかと思っております。常々これまで挨拶の中でも、ただ単に安全宣言ということじゃなくて、その安全宣言する上でどういったことをやってきたから安全宣言をしたいんだということを申してきたわけでありまして、そういったこともご理解いただければと思います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 安全宣言に関しては村長の思いはよくわかりました。ただ、安全宣言というか文言は、あるいは、表現の方法は慎重を期すべきだと思っております。最近はや言だけだったり、そこだけ切り取って聞いたりあるいは報道したりという話もよくありますので、その辺は慎重を期してやっていただきたいと思っております。安全宣言に関してはよくわかりました。

次に、集団検診についてですけれども、さまざまな施策が、対応策がなされているということをお聞きして安心をしました。やはり最終的に心配しているのは、医療給付金の増大を防ぐために、これは徹底していかなきゃならないと。医療給付金あるいは高額医療費給付金、これから多分増えていくだろうと。やっぱり今からさまざまな手を打って、そこを減らしていく、負担を軽減していくということをまず第一に考えていただきたいと思っております。これからです。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で、5番、小松公雄君の質問を終わります。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第34号 中島村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） おはようございます。

2点ほどご質問させていただきます。

機能別消防団員ということと、あと第16条第1項ただし書きということですが、その2点ほど質問させていただきます。

別表第1に第1分団から8名、第2分団から7名の団員を減らして本団にラップ副隊長、それから団員14名を変更して改正していきたいというような改正であります。これは、特にラップ隊を充実させるものだなというふうに私は評価しておるところであります。この機能別団員を本団に14名、これを予定しているとか、それから年5,000円の報酬、機能別団員ですね、報酬については5,000円とありますが、その5,000円の根拠。それから、この機能別消防団については特定の消防活動といいますか、特定の消防の業務とありますが、例えば今ある災害活動、それから消火活動等も含んでいるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

また、2点目として、第16条ただし書きのほうであります。ただし書きを削って消防団員が職務のために出動した場合とありますが、この職務のためとは、この辺をどう考えているのか、またこれは災害、救助、消火活動、その辺も1回ごとに支払うよというようなことなのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

順不同になるかと思いますが、ちょっとまとめて説明させていただきます。

まず、機能別消防団員の意味でございますが、今回につきましてはラップ隊を充実、強化したいということで考えておりました。あくまでもこの機能的消防団員であっても全体の定数201人、消防団員の中には含まれるものでございます。ですから、特定の業務というのはラップだけじゃなく、それといざ有事の際には、当然消防業務にはついていただくということで考えております。

ただ、通常、その他基本消防団員が行っております訓練、秋とか春とかそういうときの訓練とか、そういうのは免除と言ったら失礼ですが、そういうのは出動しなくてもよろしいということで、今申しました特定のラップ業務とか、あと有事の際の出動、そちらのほうに出させていただきたいと考えておるものでございます。

それと、ただし書きを削るということで先ほどありましたが、同じように今まで消防団員には特定の出動手

当を支給しておりました。ただ、このただし書きの中で、ただし年3,000円を超えないということで限度額を決めておりました。この3,000円につきましては、今まで春、秋と、あと出初め、その3回について出動ということで団員のほうに支給しておったんですけども、本来の出動、いわゆる本当に消防業務、火災、有事の際のときには支払っておりません。

ですが、本来の消防業務、自分の正業を投げ打ってまで有事の際は出動する、そういったものにもやはり当然出してやりたいということで、今回このただし書きを削ったということでございまして、そういった場合にも支払いたい。ただ、中島村、皆消防団員のというか、当然、住民の皆様のご協力のおかげで、年にも多くても二、三度の火災でありますので、そして、ましてや日中とかですと火災に出動して出られる団員というのも限られております。ですので、これを限度額を取り払っても急激に出動手当が伸びるというようなことではないのかなと思っておりますので、そういうのも踏まえまして、その限度額を削りたいということで今回提案させていただいたものでございます。

それと、5,000円の根拠でございますが、消防団員の報酬と申しますのは、近隣の町村、西白河郡内でも多少の差はございますが、ほぼ同じでございます。それで、本制度は既に泉崎村で導入しております。この機能別消防団員という制度でございますが、それを参考にさせていただきました。泉崎は5,000円を支払っております。それで、うちも足並みをそろえたわけではないんですが、参考にさせていただきました。それと、やっぱりこの団員の不足というのはうちだけじゃなくて、どこでも悩みでございます。矢吹町でも、やはりこういう制度を今考えているということで、この間の担当課長会議の中での終わってからの話ですが、課長さんともそういうお話をしました。それで、そのときも報酬はどう考えているんですかと聞いたところ、やはり近隣町村を参考にする必要があるんでしょうねという話をしておりました。ということで、うちのほうもそういった先進地と申しますか、先にそういうことをやっております泉崎を参考にさせていただいたというようなことでございます。じゃ、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） ありがとうございます。

非常に私としては、本当に改正して本来の業務も含めてやってほしいと思っております。ただ、もうちょっと聞きたいところあるので教えてください。

機能別については年5,000円、それから普通の基本団員については2万1,400円であります。やはりどうもその辺の差についてあるのかなというふうに思いますが、先ほど課長の答弁あったように、近隣町村を参考にしながらやったんだということで、まず了解を私はしました。

あと、本来の業務ということでただし書きの1回ごとに出動手当ですね、それについては消火活動も今回、来年度でしょうが、するということでもありますけれども、例えば、各団が第1分団第1班指導人員5名、機械器具異常なし、あるいは待機何名、そういう部分で、出動した人数を今後把握して本部のほうに上げて、その累計を1回ごとに出していくのか、それとも年間を通してやっていくのか、非常に事務としては煩雑化になる可能性はないのかなと。その辺も含めてちょっとどうなのかな、その辺をもう一度説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） 先ほどちょっと言葉足りなかったんでございますが、その5,000円の根拠というか、それは近隣町村を参考にさせていただいたということと、あとプラスですが、ラップ隊にはそのほかに手当1万円がついておりますので、その分を含めれば1万5,000円になるということでご理解願いたいと思います。

それと、出勤ごとに支払うのか、年間を通して払うのかということでございますが、火災、有事の際とかもかなり出ていただいたときには、別れの前に必ず各部のほうから人員報告をしていただきます。それで人数は把握できます。それと、報酬とかもきちんと支払うときには個人ごとのお名前と印鑑をもらって出すようになりますが、それは、その後、そういう私らで請求書をいただいてその都度払うということで、それはもう請求書があればあとは伝票を起こすだけです。それほど煩雑な手間ではないですので、その都度払っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） はい、了解しました。

本当に本来の業務含めて出すということで、私は了解しました。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 出勤手当についてちょっと質問して聞きたいんですけども、今住民課長から出勤手当としては春、秋の検閲、それから出初め式ということで一人3,000円くらいと。ただ、私も消防団に入っていた経験はあるんですけども、今度は消火作業とかそういうときに出勤手当を出しますということなんですけれども、中島村も細長い村で、特に私たち住んでいる松崎地区は向かい側は新屋敷、すぐ隣が明神、今まで松崎で火災があったというときには明神、それから新屋敷、こういう地区からも応援に来てもらって、だからやっぱりそれはお互いに結かりれば結返すというような、私らのころはそういうふうに来てきたんですけども、この手当についてはあくまでも村内だけの出勤に対しての手当か、それとも明神とか新屋敷あたりで火災があって、そしてそこに出勤したときには、それは出勤手当はどうなんだか、その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議長（藤田利春君） 暫時休議お願いします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問にお答えします。

条例の中では出勤した場合にということであってありますので、それは村内、村外のところは定めておりませんので、出勤した場合には支払うということで、村外であっても出勤が確認できた場合は支払うということでご理解願いたいと思います。



以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 先ほど私も中島村は細長いあれで、小針であっても平鉢ですよ、すぐ隣の部落は。そういうときに昔、やっぱりお互いに協力し合ってきた。

そういうことで、理解しました。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 関連で質問いたします。

今、出動が村内、または村外から中島にも該当するということなのですが、確認はどんな方法で確認するんですか。村内ならば本部作業で確認できるんだけれども、よそに行った場合、そこまでの確認ができるのかなと思うんですが。また、出動なんですが、どこまでが出動なのか。例えば、火災サイレン鳴ったと、そして行ったと。現場には行ったんだけれども、仕事はそんなになかったと。ただ、到着はしたんだけれども、それも出動として見るのかをちょっとお答え願います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問でございますが、どのように村外に出た場合に確認するのかということでございますが、当然近隣の状況というのは新聞報道とかでもわかります。そういった場合に各部、その幹部会のほうでも意思徹底しますが、今回というか、この条例が通った場合には、そういう手当も支給するというので部長さん方に、例えば近隣町村に出た場合にも、出動した場合には事後報告でも結構ですので、人員の報告をお願いするつもりでおります。

それと、実際に出動内容で、例えば放水したとか、ただ駆けつけで活動そのものはしなかったということであっても出動には変わりございませんので、それは出動した場合については放水あり、なしにかかわらず、手当は支給したいと考えております。

以上です。

○7番（木村秋夫君） はい、了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 1点だけ質問いたします。

第4条の2項の中にただし書きがありますね。そのこのただし書きの中に、消防団長が特に認める団員についてはこの限りではないと、この場合に中島村に勤務する人、居住する人、満18歳以上では、これはうたっているんですけども、正しく言うと特に認める団員とはどういう者を指すのか、それを説明お願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問でございますが、団長が特に認めるということで、前から、その前段からまたご説明申し上げますと、今現在村内に居住されていなければ消防団員ではだめだよということで、ただそれを、例えば役場職員、よそから通勤している者もおります。職員でタンク車とか隊を編成して

いますので、そういった若手を今度消防団員が認めていかないとタンク車隊も立ち行かなくなるということで、または勤務というのを入れました。

それでさらに、団長が特に認める場合というのは、めったにないと思うんですけども、今現在、中島村に例えば住んでおられて、白河のほうに勤めている、そういう団員がいたとします。ただ、そういう方が、今どうしても核家族化とかが進んでいて、例えば白河のほうにアパートを借りて転居したと。ただ、それで消防団のつき合いだけはしますよといった場合、それでも結局今までの条項には、改正しないと通勤もしていない、居住もしていない、ただそういうことになっちゃうと、そういう方もまた除かなければならないと思いますので、なるべくそういう規制緩和じゃない、何ていうかな、条件緩和をして窓口を広げたいということで、このただし書きを入れたということでございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） この内容は簡単なようで結構難しいのかなと思うんですけども、私はそれ以上にこのただし書きもいろいろあるんですけども、現実の問題として勤務している人も出てもらうと、それはわかるんですけども、それもなかなか実際、工場なんか稼働している場合は出られないと。それで、サイレンが鳴ってもなかなか出動できない団員というか分団が多いですよ。それで、このただし書き、今回はできないと思うんですけども、ただし書きの条項とかそういうのをある程度もっと検討して、OBさんのほうもちょっと検討の余地があってもいいんじゃないんですかと。現実として近くにいる人は団員でなくても当然消火活動に協力しますよね。だから、その条例をもう少し見直して、ある程度現場に即した、それまでをもう少し考えてもいいのかなと。

以上です。

○議長（藤田利春君） 答えは。

○4番（小室辰雄君） いや、中身だけ検討してもらえれば。今こう言って、この条例の中でつけ加えるという問題じゃないし、提案だけ。

終わります。いいです。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございまして、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで11時10分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時10分まで休議いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

---

#### ◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第35号 平成29年度中島村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは、お伺いいたします。

9ページ、寄附金、ふるさと納税ということで、寄附金が1,776万5,000円と当初から比べるとはるかにすばらしい数字が上がっていますけれども、その内訳、件数とか金額、個人の最高額とか、それをまずお聞きしたいと思います。と同時に、11ページ、歳出の部、ふるさと納税業務委託ということで、1,751万5,000円とほぼ同じぐらいの数字が上がっていますけれども、これについてもご説明お願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） それでは、説明申し上げます。

ただいま歳入のところでの補正ということでございますが、あわせまして支出のほうにも同額計上しておりますので、あわせて説明したいと思います。

まず、歳入についてでございますが、9ページになります。

当初は211万8,000円というようなことで予算化させていただきました。ふるさと納税始めたところ、6月ぐらいから実質委託業務等開始したわけでございますが、日を追うごとにふるさと納税、寄附をしてくださる方が増えているというようなことで、当初見込んでいた件数といたしましては300件程度かなというところでの

予算化でありました。それにつきまして、今回の補正を計上する段階では約1,600件程度の寄附がございます。現在、日々動いているところでございまして、週末等になりますと、1日で100件程度というようなことで、現在では2,000件を超えるような寄附金がされているところであります。

金額等ということでございましたが、大半が1万円という金額が多いかなと思います。最高額では何十万ということもございますが、1万から3万程度の寄附ということでございます。

あと、歳入歳出のそれぞれの金額の内訳というか根拠ということでございますが、返礼品等を実施しておりますので、寄附金に対して返礼品を含んだ経費等かかるということで、それらの経費についてが歳出部分ということになってございます。今年度から初めて実施したような事業等になってございますので、いまだちょっと動きがつかめない部分があります。そういったところで、歳出部分で2,500件程度、今後あるかなというところでの計上、計算で、それにあわせて歳入についてとりあえず同額計上させていただいたというところで、歳入については、最終的には歳出よりは若干上回るというところで考えているところでございます。そういうことで補正につきましては、また12月ないし3月で補正をお願いするような形になるのかなと思います。とりあえず、歳出部分については、返礼品等の景品についてその都度というか月締め等で請求等来ますので、そちらの支出部分が必要だということで、今回そちらに合わせましてちょっと補正計上させていただいたという形で、これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、日々動いておりますので、また補正とかある場合にはご理解願いたいなと思います。

簡単ではございますが、以上です。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） ただいま総務課長より説明受けまして、思い切って取り組んでよかったのかなと、すばらしい数字上がっていると理解しております。返礼品でございますけれども、国からの指導等ありまして、ほぼ40%ぐらいで抑えるようにとかという指導が来ていると思いますけれども、中島村で実際返礼品は何を送っているのでしょうか。そのパーセントでおさまっているのでしょうか。代表的な例でお聞かせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） 返礼品等についてでございますが、当初予算化した時点では、総務省のほうよりは通達はまだ来ていない時点でございました。そういうことで、業者委託に出す段階では、それを超えないようにということで業者のほうにも委託はしておりますが、通達の4割というところを超えている返礼品等も何点かございます。全般通しますと、3割のところにはおさまっているかなと。その寄附金の額によって返礼品等が違ってまいりますので、それによって若干割合が違ってくるところでございます。

返礼品等では、その季節によって人気商品と言っていいのかどうかちょっとわからないんですが、桃の季節には桃なんかもその業者のほうで返礼品としてラインアップしてくれましたので、そういったものが多かったというところがございます。季節的にだんだん秋になってきていますので、最近ではビールとかそういったものもあるということで、そちらの商品については業者委託でやっていますので、そちらのほうにある程度お任せの部分もあると。あと村の産品、返礼品ということで、そちらのほうも何点かはラインアップしております。

卵とか、あとはきらっしゅで販売しているパンとかそういったもの幾つかもあります。あと、当然中島村ですから、お米も商品として扱っているというところでございます。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） はい、よくわかりました。

始まって半年ですので、そうそう、いろいろなれない状態で始まっているんで、これから軌道に乗ればもっとすばらしい結果が出ると思いますけれども、極力産品、農産物、村内で達成できるよう努力してほしいと思います。

以上、質問終わります。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） まず1点で、関連でちょっと質問したいと思います。

ただいま委託のほうで業者に委託しているとお聞きしたんですが、業者は何社ぐらいの業者あるのかちょっとお答え願います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） 返礼品等の発送、そういったものまで手配含めて1社でございます。ただ、そちらの契約している会社のほうで、また発送は、じゃこっちとか、そういったところでの手配はあるかもわかりませんが、村として契約しているところは1社でございます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ちなみに、地区的にはどこの地区ですか、業者の。村内か村外か。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） 業者というと、契約している業者は各地域からいろんな商品をラインアップして取りそろえて、それをホームページ等に載せて、それを発送するということになっておりますので、会社としては村内とかではなくて、委託業務を結んでいる会社は現在仙台のほうにある会社でございますが、そちらのほうとの契約です。ただ、商品等については、そちらのほうでの調べとか、あとは村のほうからのこういった産品を載せてくださいということで、商品としては県内、村内こだわらず取りそろえているという形でございます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） それは了解しました。

それで、同じ11ページの中の住民生活費の中で地域公民館等の整備事業とありますが、この10万について中身をちょっと説明願います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

住民生活費の中の工事請負費10万円の補正でございますが、これにつきましては、当初予算で計上して議決

いただきました川原田ふれあいセンターの屋根塗装工事について、そこに雨漏りを防止する工事を10万円プラスするものでございます。といいますのは、ふれあいセンターの工事、地区からの陳情でございまして、もうかなり劣化している、平成10年度に建設して約20年ほど経過して塗装が色あせているもので、それを補修してほしい、さらにその塗装劣化が原因かと思われる雨漏りがトイレの天井に発生しているということで陳情がございました。

ただ、私どもその陳情があつてから現地というか、ふれあいセンターを確認したんですけども、確かに雨漏りの状況というか天井のしみとかはありました。ただ、さわってみてもかなり乾いているというか、なかなか冬場で雨の降るといふかそういう時期じゃなかったもので、なかなか雨漏りも本当に現実的に今も続いているのかちょっと確認できなくて、当初予算につきましては146万円ほど議決いただいていたんですけども、雨漏りの工事は計上しなかったというか対策を入れなくて、あくまでも塗装ということで議決をいただきました。ただ、実際発注段階というか、今年度になりましてから、6月ごろですか、強い雨の降るときにもう一度私ども担当と一緒に現場を確認しましたところ、やはり点検口がトイレの隣にあるんですけども、そこをあけていたときに下のところに雨漏りの音は確かに聞こえるということで、ただトイレの今しみのある場所じゃなくて、また別のほうからもちょっと聞こえているもので、実際に雨漏りはしているんですが、ちょっと回っちゃっているというか、なかなかその場所を特定することはできなかったんですけども、ただそのあと、一応その屋根屋さんというか業者さんとかいうわけなんだと話したところ、川原田のふれあいセンターの屋根、ちょっと段屋根というんですか、上と下がこう段差になっている屋根なんですね、特殊な屋根というか。その部分、すき間のところにシーリングをすれば効果が期待できるのではないかということで、そのシーリング分を今回補正させていただいて、146万当初計上させていただいた分にその今回分の10万円をプラスして、一括でその雨漏り対策分も含めて塗装工事を発注したいということで、今回予算に計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ということは、塗装のほかにシーリングをして補強というのか雨漏りを防ぐという、それで直るといふような見込みがあるということですね。

はい、了解しました。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 12ページをお願いします。

土木費、道路等側溝堆積物撤去支援事業、これの内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

[建設課長 久保田利男君 登壇]

○建設課長（久保田利男君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

土木費の7番、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業についての事業内容を説明したいと思います。

まず、この事業は震災による福島県第一原子力発電所の事故によりまして村道等の側溝の維持管理活動ができなくなっていることから、側溝に土砂等が堆積してしまい、機能低下を起こしている状況にあります。その

ようなことから、本村では福島再生加速化交付金事業において道路等の側溝の堆積物の撤去処理支援事業の申請を行ってきたところ、この事業に対しまして事業の承諾を得ることができたところであります。そのため、この事業を実施するに当たり、今回補正をお願いするものであります。

その事業の概要、内容でございますが、先ほど申しましたように、福島再生加速化交付金事業によりまして道路等の側溝堆積物撤去・処理支援事業を実施します。実施期間であります、平成29年度から32年度までの4年間の事業でございます。補助率でございますが、補助率につきましては国庫2分の1、50%の補助でございます。この補助の内訳としましては、先ほど申しました福島再生加速化交付金でございます。補助残分につきましては、災害復興特別交付税の交付金が交付されると。これが2分の1、50%交付されるというふうなことの事業でございます。

事業の実施地区であります、村内全域を計画しているところでございます。今年度の事業といたしまして、滑津原地区を中心に事業を実施するものであります。対象となる基幹事業でございますが、各自治体が管理する道路、道路法上の道路でありまして、村道、認定外道路等の側溝を実施するものであります。

また、自治体が管理しない道路というふうなことで、私道等の側溝というふうなものもこれは事業対象になります。ただ、この私道等の側溝は登記簿上、公衆用道路として登記になっている道路の側溝でございます。例えば、民間等で分譲した住宅団地内の道路側溝、主に道路側溝等でございます。実際に道路に接している個人の接道や農業用排水路等については事業の対象にはなっておりません。

今年度の事業量であります、先ほどご説明した滑津原地区を中心に今年度は実施していきたいというふうに思っております。側溝の延長でございますが、およそ13キロほどを計画しております。路数にして31路線を見込んでいるところでございます。

施工の方法でございますが、道路側溝の堆積物、土砂等の撤去を行いましてフレコンバッグに入れ、産業廃棄物として最終処分場で処分をします。しかし、この事業の実施を検討いたしまして、産業廃棄物の最終処分場の能力等がありますので、一時フレコンバッグを新たに設置する仮置き場にストックをして、その後に最終処分場にて処分を行うというふうなことになっております。

以上申しましたこれらの事業について、今後実施していきたいというふうなことでございますので、それらにそれぞれの科目の補正となっているところであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） ありがとうございます。

ただいまはご丁寧に説明をいただきまして、本当にありがとうございました。

そして、今回は国の補助が半分、そして一般財源が半分ということで持ち出しでやるということで、それも了解したわけですが、今回は原地区から始まって4カ年にわたってやるというふうなことで、それも了解しました。

ただ、これ除染といいますか、今回は仮置き場に置くということは小針代畑の共有地は、あそこの仮置き場に置くんですか。フレコンには入れるということは今言っているんですけども、それであそこも30年度までにはあれはもう全部なくしちゃうんだと、処分場に運んじゃうんだという状態なんですけれども、これから4

年間にわたってやるわけなんですけれども、今年29年度ですから、ですから30年度までにはまだ、これから4年間やるわけですから、30年度に全部仮置き場のやつがなくなるというわけではなくなるんですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか、1つね、まずね。今回は仮置き場に袋に入れて置くだけども、4年間にわたってやるだけども、それでその辺をどうするのかということです。

それからもう一つは、この道路の脇のU字溝というのは、水路に水が流れているところは土砂は堆積はしないんですよ、水で常に運ばれますからね。だけれども、常に余り水が流れないで、道路の雨が降った水がそのU字溝に入るというようなところは、どうしても堆積物はたまりやすいんですよ。だから、そういう、これは各自自治体、各行政区で管理している道路のU字溝まではやってくれると。そここのところをもう一回再確認したいんですけれども、2カ所お願いしたいんですけれども。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

[建設課長 久保田利男君 登壇]

○建設課長（久保田利男君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

仮置き場の設置というようなことですが、現在小針裏にある仮置き場じゃなくて、新たに仮置き場を設置したいというふうに思っております。これは除染等の仮置き場と一緒にするというふうな部分じゃなくて、道路の堆積物の一時ストック場所。実際には、本来29年度に対しては復興庁のほうも産業廃棄物の受け入れに対して、まだ明確な受け入れ体制がちょっと整っていないというふうなことから、各町村同じなんですけれども、一時ストックをしておく場所を確保してくれというふうなのがこの事業の採択条件でもあります。実際に、29年度は一時ストックしますが、30年度以降については最終処分場の状況にもよりますが、もう現場から直接最終処分場に搬送するというふうな計画になっております。

先ほどの仮置き場の一時ストックする場所ですが、これは新たに設けまして、一応中島村の大字川原田字原山13番地地内でございます。地目が雑種地で面積がおおよそ5,000平米ほどあります。これは場所的には川原田地内の県道塙・泉崎線から泉崎に向かいまして、加藤一郎さん宅先のちょうど中島村と泉崎の村境にある土地でございます。所有者については神奈川県横浜市のほうにお住まいの方の所有地となっております。事前にこの土地の借用については承諾をいただいているところでございます。

以上が仮置き場の設置でございます。

また、先ほどの道路の側溝は、先ほど申しましたように、自治体が管理する側溝を初めとする、あと管理しない道路、これのちょっと説明前後して申しわけないですけれども、これの、この事業の一番の目的というのは通常の維持管理活動の再開でございます。というのは、実際に今まで原発事故前についてはクリーンアップ事業とか各地区のいろんな清掃活動で、その道路側溝を維持管理してもらっておりました。それが原発以降、その維持管理ができない状況にあるものですから、その維持管理活動を再開するための本事業であります。そういうふうなことから、各地区、村が管理する道路、もしくはそういうふうな分譲地、各地区で管理している水路等を含めて実施していきたいと。ある程度、先ほど申しましたように、個人の接道等、あと農業用施設、用排水路になりますが、これについては事業の対象外というふうなことになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。



○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 今の仮置き場じゃなくて、川原田の原山団地の近くのところに持っていくんだと、そういうことで、それは了解しました。

それで、これきょう補正予算通りますと、この事業計画が設計委託、それから本事業というのはどういうふうな段階で、3月末までには終了すると思うんですけども、いつころから事業期間というのは始まるんだか、そこをちょっとお聞きしたい。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

[建設課長 久保田利男君 登壇]

○建設課長（久保田利男君） ただいまのご質問にお答えします。

今後の事業でございますが、この補正予算が通りまして、今後実施設計をいたします。とりあえず一つは、モニタリング調査ではありませんが、道路側溝の線量というか、ベクレルを何路線か、今回については31路線ありますが、このうちの10路線を抜粋して10点ほどのモニタリングを行いまして、それによりまして事業を実施していくと。例えば、この基準というか線量基準でございますが、あくまでベクレルというふうなことで、8,000ベクレル以下のものについては産業廃棄物処理というふうなことでございます。あとそれ以上を超えるものについては従来どおりの除染廃棄物扱いといたしまして、仮置き場に持っていくというふうなことになると思います。

話を前後して大変申しわけないですが、これから実施設計を行いまして、実施していきたいというふうな考えております。なお、ちなみに今後の予定といたしましては、平成30年、来年度につきましては、元村、浦原、二子塚、川原田、吉岡の5地区を計画しているところでございます。31年度については、岡ノ内、小針、代畑、松崎の4地区を計画しているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） はい、了解しました。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） ふるさと納税についてももう少し聞きたいんですけども、これ1,600件ほど件数があると、その内容についてどのような地区、当然村外から入っているわけですけども、大体どのような地区の人が。それと、中島出身者がどの程度ぐらいいるのかと、大体ほかの人はそんなにいないのかなと思うんですけども。それともう一点、今までそんなになかったこの納税がこんなに増えたと、件数的に。ということは、今までいろんなPRしてはいますが、何がきいたと、端的に。だって、何千万もかけてPRやっても、電車の中でやったってそんなにほかの人は見るわけじゃないし、何がきいたのかなと、はっきり言って。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

[総務課長 吉田政樹君 登壇]

○総務課長（吉田政樹君） 今までもふるさと納税というようなことで、寄附金等は毎年度何件かあったところでございます。今年度件数が伸びたと、どこに原因があるんだということのご質問でございますが、業者委託等を実施して返礼品等を取り扱うようにしたというところで、中島村でもホームページの中のふるさとチョイ

スというところのサイトがございます。そちらのほうに入っていきますと、まず中島村ではなくて、どこか寄附したい自治体をまず選ぶような形になっておりまして、そこに入っていくと、今度そこで商品がラインアップされているところが閲覧できるようになっております。そういったところで、返礼品等を充実させたことによって件数が伸びているというところは実情ではないかと思えます。

その件数の、じゃ多いところはどこなんだというところでございますが、細かい、例えば隣町、村とかそういったところまでのデータはちょっと持ってはいないんですが、県単位で申しますと、一番多いのは東京都になります。計上した時点では400件を超えております。金額で約450万ほどになっております。次、2番目でございますが、神奈川県、関東地区が多くなってございます。3番目、4番目、5番目というところでは関西圏、大都市ですね、大阪、兵庫とかそういったところからの寄附が多くなっております。東日本が中心の寄附ということで、全体で申しますと、日本全体から寄附はいただいているというところになっております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 確かに日本全体と言われればそれまでなんですけれども、ただ何にも知らない人が中島村のホームページ見てぱっと、じゃ中島村がいいからやりますかとやる、多分やらないですよ。それには、多分中島と何かの関係があるんじゃないかなと、私から言えば。だから、そのホームページだって中島村のホームページ、わざわざ知らない人は探さないでしょう、はっきり言ったらば。だから、それが今までのいろんな東京なかじま会とか、そういうのも相当功を奏しているのかなと思うところもあるんですけれども、何か話聞くと物につられて寄附しているのかなと。どうなんでしょう。だって、これ寄附が多いから、結局こっちの後からのほう出費というか出すようにしていますよね、業者頼んで。私だったら近くの業者のほうがいいのかなと思うんだけど、仙台のほう頼んで、じゃ仙台の業者が宣伝してくれているのかなと。これは違えますよね。

だから、ある程度その内容も、今後ますますそれは商品が増えることは非常にいいと思います。だから、ある程度内容は分析して、どっちの傾向で中島に何が、何かのつながりがあるのかと、そういう詳細もある程度分析するのもいいんじゃないですか。少しでも増えれば中島も助かりますし。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） 中島村のホームページからもさっき言ったふるさと納税サイトには入れますけれども、そこを経由しなくてもインターネットのふるさとチョイスというサイトからも入れるようになっているので、全国的には多分そちらのほうから入っているのが大半だと思います。当然、東京なかじま会とか村出身の方もおいでになりますので、中島村のホームページを見た際には、そちらのほうもありますよということでのPRもしているところでございます。

中島の関係者なのかなという質問ですが、そこまではちょっと細かいところはつかんではないんですが、そういったかたもおいでになるとは思いますが、この件数から見ると、そればかりではなくて、そういったサイトから中島村を応援しようというところで寄附をされている方が全国においでになるというところで、小室議員がおっしゃったように、その辺は今後また検討してPR方法を考えていけばということなので、今後事業

を継続していきたいと思っておりますので、その辺は今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 継続していくのには、結局もう単年度、今年伸びた、来年伸びない、そういうことが多分あると思います。だから、私はどういので中島村知ったんだ、品物で、いいから中島に入れたのかとかね、だからあなたは中島村をどうして知ったんですかとかそういう返礼品にどうか、それを何か調べる方法もちよっと文章つけるとか何かして、あるいは今後も寄附金が増えれば何ぼ増えてもいいし、そうしてもらえばいいのかなど。何にもない人が、だって実際、私ら全然知らないところに寄附しますなんて人いないですよ。ホームページ見たって中島村は、確かに私らは当然中島だから中島のホームページ開きますよ。だって、熊本の山の中のホームページ、村なんか私らは開かないよ、実際言ったら。だから、何かしらひっかかるのがあるのかなど。だから、物で釣ったといったら何かちょっとつらいところがあるし。

とにかく、その辺をある程度詳細に分析して今後のために役立ててください。

終わります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 1点お伺いします。

12ページ、土木費の中の都市計画基礎調査、これは具体的にどのようなものなのか、目的は何なのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 久保田利男君 登壇〕

○建設課長（久保田利男君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

12ページ、土木費の都市計画基本調査の120万円についてご説明をいたします。

この都市計画基本調査につきましては、都市計画法第6条に基づいた都市計画に対する基本調査を5年ごとに実施し、都道府県が取りまとめを行うことになっております。その要請のもと、本村でも区域内の人口規模や土地利用状況、建物状況等の実態情報調査を行い、その情報を提供することとなっているところであります。

また、この都市計画基本調査に関する資料については、電子データによる提出となっております。電算システムからのデータ抽出や新規情報のデータ変換等の専門的な作業を行うことから、電算業者への業務委託が必要となるため、その費用について予算を計上したところであります。

なお、今回調査については、今年度6月に県のほうから調査依頼の指示がありまして、今年度2月をめどに各情報の提出を求められているところであります。そんなものですから、今回補正をお願いしたものであります。

その中身でございますが、委託の作業の中身でございますが、まず建物調査及び基本データの作成というようなことで都市計画区域内のこれは平成22年10月から平成27年10月までの5年間の新築及び既設住宅の建物の状況等について調査します。

また、土地利用調査につきましては、この都市計画区域内における土地の利用状況図の作成を行います。内容といたしまして、宅地として宅地用地、商業用地、工業用地、公共施設用地等の調査を行います。また、都

市的用地といたしまして道路用地、交通施設用地等でございます。また、自然的用地といたしまして田畑、あと山林、その他の自然的な用地の状況図の作成を行うところであります。

また、土地の条件調査といいまして、農用地の転用区域についての基本データの作成も行います。あと、都市施設等の分布調査といたしまして、都市公園や緑地利用状況についての調査を実施しまして、その状況の地図データを作成するものでございます。

以上、このようなものを作成するための委託料となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは消防費、13ページ、最後になります。

一般質問でもあったわけですが、全国瞬時警報システムの設備整備工事ということになってはいますけれども、これは具体的にどのようなことをする工事なんでしょうか。お教えてください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

13ページの消防費の中の工事請負費、全国瞬時警報システム設備整備工事でございますが、一般質問の中でのやりとりでもありましたが、緊迫した北朝鮮情勢とかを受けてまして、国ではもう全ての自治体に瞬時警報システム、通称Jアラートでございますが、配備をされております。ただ、これについて今年と、平成29年、あと来年、2カ年のうちに最新型の受信機に、結局国から来た情報を各市町村で受ける受信機でございますが、それを新しいものに切り替えてほしいというような要請があります。といいますのは、うちのほうの受信機はそれほどでもないかと思うんですけれども、全国の中では、国からの情報というのは人工衛星を使って各市町村に伝達されるんですけれども、それを受けて受信機が指令を受けてから立ち上がるまでにかなりタイムラグが生じる古い受信機もあるということで、ミサイル発射なんていうと本当にものの1秒、2秒を争う世界でございます中、そういうのを瞬時に住民に知らせるために立ち上がりの早い最新型の受信機に切りかえてほしいというような要請がございます。

それで、今申し上げましたとおり、来年度までに切りかえて、国としては、今後の情報はその新型の受信機でないと受けられないような形になってきて、現機使用については31年度以降にはもう使えなくなってしまうということでありますので、うちとしては今年度中にもうその部分を最新型に切りかえたいということで今回補正をお願いしたということでございます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 本来ならばやらなくていい工事であるわけですが、生命、財産を守るということで最新式に入ると。

お伺いします。声そのものも国から押しつけというか、国から来る音声をそのまま流すのでしょうか。地下に潜れとか頑丈な建物に入れとか、地方に応じた内容で話すべきだと思うんですけども、その辺はどのように考えておりますか。答えられる範囲でお答えをお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問でございますが、音声等につきましては恐らく国と昼夜を問わず、例えば夜中でもそういう瞬時に放送するという形になると思いますので、個別に市町村ごとにいろんな情報等じゃなくて、全国一斉に同じもので流れるということで、今と流す音声とかそれについては変わらないと私どもは理解しております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） わかりました。

私の今言ったようなことは日本全国で出ていると思いますので、国も何らかちよっと文言を変えるのかなとは思っておりますけれども、質問終わります。承知しました。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 関連で質問したいと思うんですが、財源内訳を見ますと、地方債で財源が多用されるような形になっているんですが、そういう国からの依頼で国からの助成が受けられなくなると地方債で対応するという、今後何らかのそういった国からの助成などを受けられるような措置というのは、これから今後ありますか。その辺、確認したいと思うんですけども、よろしくをお願いします。地方交付税措置とかは何らかの形で措置されるということがあるかどうか確認したいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問でございますが、10ページにその全国瞬時警報システム整備事業ということで起債を計上させていただいております。230万でございますが、この起債につきましては地方財政措置として充当率は100%、ただ起債は10万円単位ですので、歳出のほうでは230万5,000円としておりますが、10万単位未満は削りまして100%、230万円ということで、その後の財政措置でございますが、地方交付税としてその措置率70%を実際に実施してからのそれ以降、交付税のほうで70%は措置するという通知が来ております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） はい、了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第36号 平成29年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第37号 平成29年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第37号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時00分

第 3 回 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )



## 平成29年第3回中島村議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成29年9月14日(木) 午前10時開議

日程第1 認定第1号 平成28年度中島村一般会計歳入歳出決算

日程第2 認定第2号 平成28年度中島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

---

#### 出席議員(8名)

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 椎名康夫君 | 2番 | 小室重克君 |
| 3番 | 小林均君  | 4番 | 小室辰雄君 |
| 5番 | 小松公雄君 | 6番 | 鈴木新平君 |
| 7番 | 木村秋夫君 | 8番 | 藤田利春君 |

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                          |        |        |        |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 村長                       | 加藤幸一君  | 副村長    | 小針英希君  |
| 教育長                      | 佐藤正敏君  | 総務課長   | 吉田政樹君  |
| 会計管理者兼<br>税務課長           | 小針友義君  | 住民生活課長 | 矢吹勝人君  |
| 建設課長                     | 久保田利男君 | 保健福祉課長 | 相楽高德君  |
| 学校教育課長                   | 木村修君   | 生涯学習課長 | 鈴木勝正君  |
| 企画振興課長兼<br>農業委員会<br>事務局長 | 向井正君   | 代表監査委員 | 大澤洋次郎君 |

---

#### 職務のため出席した者の職・氏名

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 椎名正光 | 書記 | 藤田幸江 |
|------|------|----|------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、認定第1号 平成28年度中島村一般会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 6ページを見ていただきたいと思います。6ページの収入未済額についてなんですが、毎年決算時には埋蔵金というふうなことで取り上げられていますが、私は、広域の滞納整理課の部分についてちょっと聞いてみたいと思いますが、昨年度もこの滞納金については、広域の滞納整理課の件についてはお話が上がったと思うんですが、収入済額の存在の中で、依頼して徴収しているわけなんですが、その実績を伺います。

それから、各税ごとの依頼額と徴収額を教えてくださいと思います。

それから、依頼する税はどういうことを根拠として依頼しているのか、その辺を聞いてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 会計管理者兼税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 小針友義君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（小針友義君） おはようございます。

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、広域市町村圏に依頼している実績でございますが、平成28年度につきましては、移管金額が本税で915万3,000円ほど移管しております。人数で11名ですね。それで、村・県民税につきましては277万3,000円ほど、それから固定資産税について236万1,000円ほど、それから国保税が401万8,000円、これに延滞金とか附帯金も付随してきますが、それは徴収した実績で変わってまいりますので、省略させていただきたいと思います。

それで、昨年度の実績でございますが、28年度につきましては、村・県民税として163万円ほど、4名の方ですね、67件、163万円ほど。それから、固定資産税で66件、144万、それから国保税で130件で350万ほど、合計で659万というふうなことになります。これは県民税も含まれておりますので、県民税を省きますと590万ほどになります。

それから、これの移管の根拠ということではありますが、一応、滞納額が50万以上の方について、こちらで督促、催告しても返答がないとか、納税意識が少ないというような方について、広域圏のほうに依頼をしています。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、もう一つ聞きたかったのは、差し押さえの実績といったものがあれば、何の税で何を差し押さえたのか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 小針友義君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（小針友義君） 大変すみません、これは広域圏のほうの差し押さえということでしょうか。

昨年度については、生命保険1件とあったと思います。金額については、ちょっとお待ちくださいね。附帯金、県民税合わせまして140万ほどですね。1件ございました。という報告は来ております。

それから、差し押さえとか競売には至らなかったんですが、1件、土地を自分で処分をした方がおります。この方については、全額で318万ほど納入されております。その2件かなと思います、差し押さえに当たるようなものについては、

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 土地の処分に関しましては、これは固定資産税のほうに納入されたということでしょうか。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 小針友義君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（小針友義君） 固定資産税だけということではなく、滞納全体ですね。この方は、村・県民税40万ほど、それから固定資産税70万、それから国保税で120万弱の金額が滞納となっておりますので、それは全般に充てております。この方については、滞納がもう完納ということでございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） はい、了解です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 9ページですね。9ページの区分の2、保育所負担金、これなんです、何か前年度も同じ金額でこれ残っているんですけども、この内容について教えてください。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

6ページの負担金の、民生費負担金の収入未済額、こちらは66万、昨年と同様に残っているということでご

ざいますが、こちらにつきましては、以前の保育所保育料の負担金の滞納繰越分でございます。現在3名ほど、年度につきましては、平成13年度から平成18年度までの間のものがございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） このことに対して、前年度も同じ金額で残っていると。本年度も同じ金額で残っていると。なぜ残るんですか、毎年同じ金額で。全然回収する見込みがないんですか。回収に歩かないのかと。言葉はちょっときついですけれども、きちんと払っている人も当然、保育料、現在は無料化ですけれども、以前はいたわけですよ。その辺もきっちり今どういう方法をとっているのか。これは差し押さえというわけにいかないでしょうけれども、少しずつ払うように何かの方法を講じているのかをちょっと聞かせてもらえば。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） こちらにつきましては、実際のところ通知をしたり、個別に連絡をしたりというところで徴収しようというふうなことは行っておりますが、なかなかやっぱり徴収に結びついていないというのが実情でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 現在、無料化になっておりますよね。それで、これ以前の問題で、だから残っていると。とにかく、1円も減らないで残っていること自体がちょっとおかしいと。とにかく、毎年努力して5万でも1万でも減りましたよと。やっぱりそういう結果は見せていただきたいと思います。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） おはようございます。

1点質問させていただきます。

9ページ、使用料及び手数料、民生使用料ですね、その中の総合福祉センター使用料の中でありますが、ふれあいの家使用料ということで、8万5,000円ほど計上されております。成果報告を見ますと、宿泊45名とありますが、村内、村外、それぞれいると思いますが、その人数ですね。あと、実績、やった関係で、その事業の効果、それぞれ担当かけて、その効果的なものがどんなことか、その辺をお話いただければと思います。お願いします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまの質問にお答えをしたいというふうに思います。

利用状況につきましては、宿泊で45名ということ。昨年度の場合に、浴室の改修工事をやっていた時期もありますので、若干前年よりは低いのかなと。その期間泊まれなかったということもありますので、人数的には減っているのかなというふうに思っております。

あと、村内と村外なんです。村内が3名ぐらい、それ以外はほとんど村外の方が宿泊されているのが多いような状況です。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 村外が42名、村内が3名ということで了解をさせていただきました。また、事業効果については、温泉といますか、お風呂の改修等があって、若干減っているということでもあります。

非常に利用した方々はすばらしい施設だなというふう感じております。つきましては、これからそのお風呂も完備されたので、その辺のほうもPRをして、より多くふれあいの家を利用されることを望んでおります。よろしくお祈いします。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは、ちょっとページ飛びます。34ページでございます。お願いします。

地方創生事業費、その中の委託料でございますけれども、これは補正で1,950万上げて、なおかつ860万の不用が出たと、それに関してもともと何を予定していたか、なぜ不用が発生したか、ご説明聞きたいと思ひます。お願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 向井 正君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（向井 正君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

34ページ、12番の地方創生事業の13番委託料でございます。定住促進関係業務委託というふうなことで、28年度1,000万ほどの支出の実績が出ているところでございます。この中で、不用額で860万ほど不用額が残ったというふうなことの内訳というか、どうしてというふうなことでございますが、こちらにつきましては、当初計画しておりました、まず農家体験ということでの村内体験の事業が一つございます。こちらは当初270万ほどで計画しておったわけなんです、実績では50万程度におさまったというふうなことであります。

こちらにつきましては、当初、首都圏からバス等で多くの人数の方を招聘いたしまして、体験をしていただくということで計画しておったところなんですけれども、現実的には、冬期間になってしまったという部分もございまして、こちら大々的にその体験ツアーが開催できなかったという部分で200万ぐらいの、こちらで不用額が残ってしまったという部分が一つ。

それから、こちらPRの映像等の作成というふうなことで実施しておりました。こちらは当初では、800万ほどの予算で考えておりましたが、当初、福島県の三春町にガイナックスというアニメ制作会社がございまして、こちらとタイアップをしながら村のPR映像のほうをつくっていききたいということで考えておまして、そちらのほうと打ち合わせを進めておったわけなんです、制作期間の関係でどうしても間に合わないということでありまして、結果的には、そちらアニメを活用したPRビデオのほうについては断念したという経過がございまして、こちらで大体550万程度の減額ということでございまして。

あとそれから、こちら受け入れ側の態勢をつくりたいということでの事業で、「世話やき隊」という名前をつけましたが、村内のそういった定住関係の組織をつくったりというふうなことで、態勢づくりをということで考えて、当初190万、180万ぐらいの予算で考えておりましたが、結果的にはこれがそこまでかかりませんで、180万から150万ぐらいの残額、不用残が残ってしまったということで、トータル的には、860万ほどの不用

残ということの結果となった経過でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） ただいま説明をお受けしました。

結果として、参加人数が少なかった体験ツアーですね。あと、時間的に間に合わなかったと。こういうことになってしまったわけですが、結局のところ、国庫補助の1,032万が1,017万で終わったと、その中におさまったという金額になってきたわけですが、あと、これと同じく関連しますので、成果報告書で質問させていただきます。

30ページですね、成果報告書。これで、中島村のPR事業の中でパンフレットを作成したと。453万、事業費等いろいろありますけれども、これらの主なる配布先というのは、どの辺にパンフレットを出したんでしょうか。これをお伺いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 向井 正君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（向井 正君） 質問にお答えをしたいと思います。

中島村PR事業で、福島県サポート事業というふうなことで前年度実施をしております。こちらは、県のサポート事業補助金のほうをいただきまして、村のPR動画、それからパンフレットを作成したというふうな事業でございます。

PRビデオのほうにつきましては、作成後、ユーチューブ等にアップさせていただいております、パソコン上ではございますが、動画のほうの閲覧等につきましては可能となっております。

パンフレットにつきましては、何千部というか、部数について多くの部数の作成についてはちょっと可能ではなかったという部分もございまして、100部単位になります。こちらにつきましては、移住・定住関係というふうなこともございまして、東京の移住・定住関係の祖先というふうなところに置かせていただいたり、それからあと西郡内、東郡内、県内のそういった関係の機関のほうにお配りをさせていただいたりというふうなことで、活用をしているところでございます。ただ、村内の各一軒一軒というふうな配布についてはちょっと性質上、移住・定住関係というふうな部分もございまして、そういった配布については実施をしていないというふうなことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） ただいまの内容は承知しました。理解しました。

次でございます。農村体験ツアー、人数が少ないとはいえ、参加者が参りました。その人たちは、どのような反応を示していたのか。また、移住・定住アンケートの実施となっております。それらのアンケートの答えの中で、中島へどのような評価がされていたのか、統計はあると思いますけれども、それをご報告願いたいと思います。お願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 向井 正君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（向井 正君） それでは、お答えをしたいと思います。

まず、農村体験ツアーの関係でございますが、今年の2月に実施をしております。こちらの参加者につきま

しては、6名という参加人数でございましたが、1泊2日という日程で、首都圏のほうからおいでをいただきまして、ツアーのほうを実施させていただいたというふうなことでございます。こちらの参加者の反応でございますが、大変参加された方については好評だったという印象でございます。ただ、それが実際の移住・定住という、そういうふうなものに直結するかどうかにつきましては、ちょっと見えない部分はございますが、参加者につきましての反応、感想については終了後、そういったアンケートというんですか、そういうふうな部分をいただいておりますが、それらの書いていただいた中を読みますと、大変お世話になったと、大変よかったというふうな感想をいただいております。

それから次に、アンケート調査を実施していたというふうなことでのどういったこと、そのアンケートの内容だったということでございますが、こちらにつきましては、アンケートの内容については、いろいろな項目でのアンケートをお願いしているというふうな部分がございますので、代表的なものについては、どういうふうなことで、どういうふうなものがあれば移住したいとか、そこに住みたいということなのかというふうな部分で、そこが一番中心になってくるのかなということでお答えをしたいと思います。アンケートにつきましては、おおむねなんです。村の生活のしやすさとか、あとは環境ですか、子育て部分も入りますが、おおむね生活のしやすさ、日常生活のしやすさという部分が大きかったのかなというふうには印象では思っております。

うちのほうだけが突出して、ほかのところよりすぐれているというふうな部分では、なかなか太刀打ちできない部分がございますが、アンケートの中ではそういうことが出てきておりますので、そういうふうなものを充実させていく、今後いく必要もまたあるのかなということで、ちょっと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） はい、わかりました。

私もPR動画等、ホームページで見まして、大変村でもいろいろ工夫されているということはよくわかっております。なぜいろいろ言うかということ、せつかくの補助事業、しつ放しじゃなくて、その結果を追求することが大変大事だと思います。今年度は、29年度の予算は大変60万とかなり減額されていますけれども、今後とも、もし何かのきっかけで補助事業等でPR活動ができるのであれば、もっと結果を追求できるように、結果を求めるように頑張ってくださいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 28ページの、総務管理費の一般管理費の中の13番委託料がございます。その中で、法律顧問料15万円、その相談日数、それから相談件数、主な相談内容、その辺をお願いしたいと思います。答えられる範囲で結構でございます。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） 28ページの法律顧問料ということでございますが、これについては顧問弁護士の契

約料ということで、毎年度契約を委託しているところでございます。その金額が15万円ということで、相談日数等ということでございますが、これらにつきましては、毎年度契約ということで、1年間ということでご理解いただきたいと思っております。件数等についてでございますが、これにつきましては、各課等で法律相談したいというふうな部分につきましてそれぞれ相談しているということで、ちょっと何件とは把握はしていないんですが、各課で相談したい場合がある場合には、それぞれ出向いているというところで、その内容等については、ちょっと詳しいところはつかんでおりませんので、ご了解願いたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） はい、了解しました。

ただ、説明責任といいますか、村税をやはり使っている事業なので、その辺の総務課、特に把握して、公表できるものは公表、あるいは公表できないものは公表できない、この辺を今後整備していただければと思っております。

また、その下に産業医の委託料というのがございます。平成28年度から実施した内容と、去年9月補正で上がったものですが、9月の補正の段階では、6万円の補正と記憶しておりますが、その結果が9万1,000円、その辺の事業が大きくなった、その辺の内容ですね、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。お願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） その下の産業医委託料ということでございますが、これにつきましては、昨年度から実施をすることになりました。それを委託をするということでございますが、これにつきましては、メインのところはストレスチェックというところの実施をするということで、産業医を選任いたしまして委託をしているところでございます。9万1,800円ということで、若干増額になったというところでございますが、それにつきましては、ストレスをチェックしたところの結果に対して職場の指導ということで、これは各職場ごとではなくて、総務課のほうでそれぞれ全体的な指導を受けたというところでございます。そういった指導料等が発生して、若干その分が増えたというところになっております。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 昨年の9月に補正したときに私もこれ聞いたんですね。そのときにストレスチェックの中を見て健康指導等を行うと。1回当たりのお支払いじゃなくて、産業医にお支払いじゃなくて、今年度分だというような委託料だと、1年間を通しての委託料ですよと答弁を総務課長はなされたということであります。今ちょっと聞くと、多く来たから、あるいはその辺、受け取ったんですが、その辺のところをちょっとお話いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） そのストレスチェックのために多く来たとかということではなくて、その指導の関係のほうで産業医のほうに相談したところ、そこはまた産業医の委託の契約とは別ですよというところで、その職場全体に対する指導というところで、また別途経費が発生したというところでございます。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。



○2番（小室重克君） はい、了解しました。

ただ、私は、これストレスチェックというのはこれからも毎年続くと思っております。そういう部分で、予算は初めての事業なので、とりあえず6万というふうな形で上げたんでしょうけれども、今の増額分等も含めて今後予算措置をする場合は、その辺も含めて予算を立てていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 87ページの、区分の15番児童館建設工事2億6,500万ですか、これには追加工事なんていうのは含まれていないのかな。まず、それが1点。

それともう一つ、これの需用費だと思うんですよね。11番需用費の中で消耗品が717万9,000円とありますけれども、この内容はいかなるものなのかと。この辺をちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 鈴木勝正君 登壇〕

○生涯学習課長（鈴木勝正君） ただいまの質問、87ページ、15番工事請負費2億6,514万7,236円ということで、建設工事費ということになっておりますが、この内容的なものといいますと、まず屋外に整備工事、それから本体工事、それから広域のイントラネット、広域光ファイバーなんですけれども、あと電話回線といった事業費に充てております。あと、追加工事と言われると、建築をやっている途中の中で、例えば建物と屋外の段差が高過ぎて子供が上がれないとか、そういったものに対して段差を解消するため昇降台、ちょっとつけてみたりとかという、現場での工事はありました。

それから、11番需用費の中の消耗品でございますけれども、これについては、児童館の建物に関する消耗品、備品と消耗品のほうに分かれるんですけども、10万円以上については備品のほうで、10万円以下は消耗品のほうでということで購入させていただきました。主なものとしましては、児童館スペース、児童クラブの教室、談話室、それから児童館のスペース、あと管理スペースで職員室と教室という形で分けておるんですけども、一番大きいのは椅子、テーブルについては教室全部に、これについては567万円ほどテーブル、椅子設置させていただきました。大きいものではテーブル38台、椅子については174台というものが入っております。あとは大きいものとしては、静養、休むためのベッド、マットレスとか、これで19万、あと第1児童クラブ、第2児童クラブ、2つのクラブが開設しますので、その遊具代、あと中に入っている細かい掃除機とか冷蔵庫とか、そういったものの内容でございます。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 鈴木勝正君 登壇〕

○生涯学習課長（鈴木勝正君） 大変申しわけありませんでした。追加工事としては、ありません。申しわけありません。そういうことです。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 今、追加工事はないと聞きました。ただ、議決を要しないような小さな金額がいっぱい出てきたというのはあるのかな。

今の話から言えば、その需用費のほうに戻りますけれども、本来10万円以上のやつは、これ備品購入費にすると。ただ、椅子だって1つじゃ足りないものを何十個、机も何十個必要だというわけですよ、最初からはわかるのは。それを1つが10万円以下だからってまとめて結局買えば、10万円以上になっちゃうわけだから、それを消耗品費で落とすというのは、私からしたら考えがちょっとおかしいんじゃないかなと。

本来だったら、これはつくる段階でもう何人入るか、椅子が幾つ、そしてトータルすれば椅子、机があっても必要な、これはもう10万当然超えるわけだし、その意味では本来は、これ備品として最初から計上すべきであったのかなと。今後もやっぱりこういう状態が起きれば、消耗品として10万円以下だからと消耗品のやつ、じゃ、10個買ったらどうするんだと。9万9,000円ずつみんな落とすとしていったら、みんな結局消耗品で落ちるわけでしょう。そういうことに関して、それ今後も続くことがあると思うし、今現在、進行という形で進んでいると思うんですけども、それに対してまずどう考えているか。ちょっとお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 暫時休議いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） ただいまのその消耗品、需用費ですね、需用費と、あと備品の関係でございますが、財務規則等でそういったところについて規則が定められております。それにつきましては、10万以下については消耗品として扱おうと、10万以上については備品ということで、先ほど生涯学習課長からも説明ありましたが、その中で実施したというところでございます。

椅子、テーブル等については、個数については大分台数がありますが、1個ずつの単価というところでいきますと、財務規則の中の10万円以下というところで、それで事業を実施したということをご理解願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 説明をいただき、内容は理解いたしました。ただ、一般的な考え方を私は述べただけで

あって、こういう規則があるというのも、規則に当然のつとってやるしかないのかと。わかりました。

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで11時5分まで休議したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時5分まで休議いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

その他、質疑ありませんか。

3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 46ページ、お願いします。46ページの福祉センターの不用額の件なんです、提案理由の中でも、総務課長のほうから100万以上の不用額についてちょっと触れてもらったんですが、聞き逃した部分もありますので、この場でちょっと聞いてみたいと思うんですが、764万3,000円ほどの不用額が出ています。この発生事由を、成果報告の計上にもないんですが、この発生事由はどういったものなのか教えていただきたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

委託料の件でございますが、764万3,000円ほど残っているというふうなことでございます。こちらにつきましては、ほぼ、福祉センターの管理運営事業ということで、社協のほうにお願いをして管理運営のほうをしていただいているというふうなことでございます。

その社協のほうとの委託契約の中でということなんですが、最終的にその年度の実績額をもちまして変更の委託契約をするということで、経費のほうが当初見込んでいたやつよりも修繕費とか、それから事務費等に関しまして、見込んでいた金額まで支払うことがなかったというふうなことで、この金額が不用額というふうな形で残っております。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） ちょっと全体的なもので申しわけございません。全体なので、総務課長さんのほうに答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それぞれ公共施設にテレビ受信料というのがありまして、NHK受信料ですね、これが31ページ、総務財産管理費、14番使用料及び賃借料、テレビ受信料5万640円。

それから52ページ、保健衛生費、総務費、保健センターと載っておりますが、その使用料及び賃借料、テレ

ビ受信料が1万9,530円。

それから、ページ、62ページ、農業費のコミュニティセンターの管理費、使用料及び賃借料、テレビ受信料1万3,990円。

それから、ページ、77ページ、滑津小学校の管理費、使用料及び賃借料、テレビ受信料2万1,817円。

ページ、79ページ、吉子川小学校の管理費、使用料及び賃借料、テレビ受信料が2万1,817円。

ページ、81ページ、中学校、学校管理費、使用料及び賃借料、受信料1万3,990円。

ページ、83ページ、幼稚園の使用料及び賃借料、テレビ受信料1万3,990円。

ページ85、社会教育公民館費、使用料及び賃借料、テレビ受信料1万3,990円とございます。

それぞれ想像的には衛星を受信している等もあるとは思いますが、この辺の金額ですね、差があり、説明できる範囲でいいんですが、その辺の差というのはなぜ生じてきたものか、その辺、説明わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） 各課、各施設ともテレビ受信料ということで使用料が発生しているということですが、これにつきましては、総務のほうでの管理というところでは、31ページのところになるわけですが、テレビ受信料ということで5万640円、これにつきましては、BS契約までしているというところで、年間2万5,320円で設置台数が2というところでの計上になっております。

その他の施設についても、BS契約までしている部分については、今言ったような単価での契約ということになるかと思うんですが、BSの契約までしていないところは地デジ契約なんで、若干それよりは割安になっていると。それに対する設置台数ということでの使用料というところでの予算になっていると思います。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 説明ありがとうございました。

私も、なぜこの差が出てくるのという感じで、ちょっと疑問に思ったんです。金額的には、私は大したことない。ホームページを見れば、ある程度インターネットを通じてNHKの受信料を見ればわかるでしょうというような感じがありまして、ちょっと確認したところ、口座振り込みと、あと振込用紙による振り込みと若干金額が違うんですね。総務課については、振込用紙による振り込み、それからその他については口座振り込み、そうすると金額的に総務課長が今説明した中で、振込用紙によるものと、口座振り込みによる差は幾らなんだという、450円、年間ですね、一括払い。あと、これは払い方もいろいろあるんですけども、一番安く済むのには振込用紙を使うよりは、口座振り込みのほうが安く上がるというような感じがしました。

それぞれ大した金額ではないかもしれませんが、調べる、あるいはその辺の振り込みの仕方、この辺も総務課として全て財産を預かる、そういう部分も含めてこのテレビ受信料だけではなくて、いろんな整合性を含めてやはり検討し、より安い、1円でも安いように血税でできるように、その辺よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 教育費の中なんです、本来なら当初でちょっと言えばよかったんですが、まずは77ページの中の、需用費の中に教科書改訂に伴う指導資料等が滑津小学校、あと中学校にも記載されているわけですが、昨年も吉子川小と滑津小学校が資料を配布した等の記録なんです、私、昔委員やっていると何か何年に1回というような感じで資料配布していたのが、今年度、昨年配布していたのがまた今年資料配布になっているんですが、その説明をちょっとお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村 修君 登壇〕

○学校教育課長（木村 修君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、小学校と中学校、教科書改訂の年度が違いまして、小学校の教科書の改訂は27年度に行われまして、27年度から30年度の4年間、同じ教科書を使うようになります。中学校につきましては、28年度から31年度までというようなことになっています。

今回、滑津小学校にあつて、吉子川小学校にないというようなご質問なんです、小学校、当然27年度に整備しました。吉子川小学校につきましては、まず各学年1クラスしかありません。滑津小学校は、2クラスある学年があります。平成27年度で、2年生だったんですが、2年生は2クラス、3年生は1クラス、そうしますと、次の年度に行きますと毎年クラスが増えるわけなんです。そうしますと、毎年滑津小学校は、この資料教科書を1クラス増える分整備していかなくちゃならないということで、ここに予算決算に出てくるというようなことでございます。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 前にも何か私聞いたような記憶で、4年に1回とは理解していたんですが、クラスが増えてそういうふうに変更するというのはちょっとわからなかったわけで、質問いたしました。了解いたしました。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 43ページ、お開きください。

区分の14、使用料及び賃借料の中で、ひとり暮らし用福祉電話緊急通報装置の賃借料と載っていますけれども、これは何人の方が設置しているのか、また希望者なのか、村で認定した数なのか、その辺をお教えしてほしいと思います。お願いします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまのご質問でございますが、ひとり暮らし用の緊急通報システムに関しまして、28年度については3名の方が利用されております。70歳、ちょっとすみません、年齢は……ひとり暮らし、老人世帯ですね、それと老人のひとり暮らし、その方に対しまして、希望があれば、そちらのほうで緊急通報装置を設置できるというふうなことで、今28年ですと3名ということでございます。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 思ったほか少なかった人数なんですけれども、この電話は一般用には当然使えないと思いますけれども、年間に使用されて、これによって助かりましたと、そのような事例というのはございました

でしょうか。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまのご質問でございますが、3名の方で緊急にというふうな事例はありませんでした。ただ、この通報装置に関しましては、アルソックのほうと委託契約を行っているんですが、月1回、安否確認ということで、アルソックのほうから連絡が入るようになっていきます。そちらの対応状況で安否の確認をしていただけるということも含まれて、現在の委託のほうになっております。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 大変よくわかりました。

今後とも、命にかかわる問題ですので、滞りなく管理、運営されますようお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） ページでいきますと、64ページ、区分の4、ごめんなさい、4じゃなかった。19番ですね、負担金補助及び交付金、ごめんなさい。その下、21番貸付金300万ですね。中小企業経営合理化資金融資制度原資かな、これが300万、その貸し付けの内容ですか、知っている人もいるし知らない人もいるし、内容的なものをちょっとご説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 向井 正君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（向井 正君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

64ページの貸付金300万というふうなことでございます。中小企業経営合理化資金融資制度原資貸付金というふうなことで、300万を支出してございます。こちらは、村内の中小企業で融資を希望する場合に、この融資制度が使えるというふうなものでございますが、こちらは今回300万支出しておりますのは、この融資の原資というふうな形で、保証協会のほうにこちらはその元金というんですか、原資というふうなことで支出してございまして、直接中小企業のほうにこちらから貸し付けをしているというふうなものではございません。保証協会のほうに融資をいたしまして、中小企業さんのほうで希望があれば、金融機関のほうで申し込みをしていただいて、この300万を原資、保証金みたいな形での原資となると思うんですが、もとに融資が行われるというふうなことであります。よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 私は余りお金を借りたことがないものだから、そんなのはわからないんですけども、当然、それ全然元金のないところに銀行でもお金は貸しませんよね、どこだって。その原資というのを保証協会に納めると。ただ、これでこういうもの、原資を利用して、実際年間に何件くらい借りるかはわかりますか。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 向井 正君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（向井 正君） お答えをしたいと思います。

この融資制度を利用いたしまして、貸し付けを受けているという件数でございますが、現在、最近ですとち

よっとその利用者はいないんですが、以前に貸し付けを受けまして、現在その支払いをされているという方がおられるわけですが、こちらにつきましては、現在償還途中でございますが、2件ほどまだあるのかなというところで、最近ここ数年につきましては、利用者はいないということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） もう一つだけ、その内容についてこの機会にちょっとお聞きしたいんですけども、原資として当然、保証協会に納めると。ということは、毎年300万ずつ入れていますよね、大体。ということは、これは納めっ放し、いずれ返ってくるの。簡単に。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 向井 正君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（向井 正君） お答えをしたいと思います。

こちらの原資のお金の流れなんですけど、一応今年300万ということで、原資という形で支出をしております。これは毎年度なんですけど、3月の段階で一旦この原資が村のほうに戻されます。また、4月1日現在で信用保証協会のほうに300万の原資を支出するというふうな流れになっておりまして、これを毎年繰り返しているということでありまして、300万ずつ毎年積み増して原資が増えるという性質のものではないということになります。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 内容は理解いたしました。せっかく原資として積んでいるんだから、この金を利用して、利用すると言ったらちょっとあれですけども、使っていただく企業があればいいのかなと。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 75ページ、お願いいたします。

教育総務費、事務局費の中の7番賃金、その中のスクールソーシャルワーカー賃金77万680円とありますが、歳入では79万5,460円、19ページに載っておりますけれども、この差、2万4,780円とありますけれども、この差は、支出ではどこに入っているのか、それをお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村 修君 登壇〕

○学校教育課長（木村 修君） それでは、ただいまのご質問ですが、歳入に対して報償費ですか、数字が合わないということですが、報償費のほかに、例えば旅費であるとか、消耗品であるとか、そういったものも補助対象になるというようなことですので、今言ったように、旅費とか消耗品のほうからも支出されているというような数字でございます。

それでは、金額が歳入、19ページ、79万5,460円に對しまして、76ページ、賃金77万680円支出あります。そのほかに、旅費として6,516円、消耗品費といたしまして1万8,264円、合わせまして79万5,460円が支出の合計でございます。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 了解しました。

それで、教育委員会の事務の点検及び評価報告書では、訪問回数が49回、それからケース会議が4回、連携機関が6回、連携教職員が28名ということであります。また、研修会の講師1名とありますが、このケースワーカーの訪問回数に対してケース会議、連携会議、これは内数なのか、その辺ですね、中に入っているのか、その辺をお願いしたいと思います。

また、連携機関というのはどういう機関なのか、それから連携職員というのはどこの教職員なのか、答えられる範囲で結構ですのでお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村 修君 登壇〕

○学校教育課長（木村 修君） それでは、ただいまのご質問でございますが、スクールソーシャルワーカーが28年度に本村に来村したのは、おおむね30回程度でございます。そのうちの訪問回数というのは、例えば1日であっても吉子川小学校のある家庭に行ったとか、あとは滑津小学校に行ったとかといったのを含めまして、訪問回数が教育委員会の事務の点検評価報告書の中の訪問回数でございます。

ケース会議につきましては、例えば問題のある家庭であったり、子供であったりする場合に個別の会議をケース会議と言っているんですが、それを開催しております。それが4回。

それに関する連携機関でございますが、教育委員会、学校、あと保健福祉課、それから場合によっては、そのほか児童クラブだったりという、子供に接する機関が集まりまして、その子供に対してどういう支援していったらいいのかというようなことで行っております。

連携教職員というのは、教職員であったり、あとは児童クラブであったり、あと教育委員会の職員の数になっております。

あと、研修会というのは、当然研修でございます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 当初の説明では、この事業は不登校やいじめ、児童・生徒間のトラブル、特別支援教育、児童虐待防止など、多様な問題に直面している児童・生徒、家族に対して、児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできるよう支援する事業だと説明がありました。

平成28年度を振り返って事業達成はできたのか、その辺、以前の説明では不登校が2名いると説明がありました。この辺について説明をわかる範囲で、説明できる範囲で結構ですのでお願いします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 木村 修君 登壇〕

○学校教育課長（木村 修君） それでは、ただいまのご質問ですが、まず不登校児につきましては1名います。この方につきましては、当然スクールソーシャルワーカーが一人で訪問するわけにもいきませんので、学校の教職員と一緒にしまして、最初は電話で連絡しまして、あとは家庭訪問なんかもしました。それから、特別支援教育というようなことで、最近特別に支援の必要なお子さん、例えば多動であるとか、発達障害であるとか、そういったお子さんが最近増えております。そういう方に対して、小学校と児童クラブ、あと教育委員会、スクールソーシャルワーカーがそれぞれどういった支援をしたらいいのかというようなことで、ケース



会議等を開催しております。

また、児童虐待のおそれのある家庭に対しましても、SSW（スクールソーシャルワーカー）と、あと幼稚園と学校がケース会議を開きまして、どういった対策をしたらいいのかというようなことで会議等、あと連携のケース会議なんかを開催しまして、よりよい安心して子供が学校で生活できるようなことで対応しております。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 教育委員会として、一生懸命対応しているというような話を聞かせていただきました。今後とも、児童・生徒、不登校の生徒が健やかに暮らせるような村づくりをお願いして、子供たちに寄り添い、そして手を差し伸べて、そういう活躍ができるような社会になって、活躍できるような、そういうお子さんを育てていただきたいというふうに思います。どうぞ今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 105ページの減債基金についてちょっとお伺いしたいんですが、成果報告の56ページで質問のほうを説明したいと思うんですけれども、そちらのほうをちょっと見ていただければと思っています。

成果報告の56ページに積立金現在高の推移とあります。その中に、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金と3つの基金があるわけなんですけど、この表を見ると、減債基金について毎年同じ額が載っています。地方債が増えている中で、減債基金というのは私からすれば増やしていいのかなというふうな感じがするんですけれども、ちょっと私のほうも余り詳しくないので、どういうとき、こういった減債基金を増額するのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

[総務課長 吉田政樹君 登壇]

○総務課長（吉田政樹君） 成果報告書の中の56ページということでの質問でございます。

このところに積立金の現在高の推移ということで棒グラフが載っております。これにつきましては、財政の調整基金、減債基金、その他特定目的基金ということで載っております。

減債基金についてですが、これにつきましては、平成16年度から平成28年度まで8,790万3,000円ということで同額だということのご質問でございますが、減債基金につきましては、当然基金でございますので、その設置条例、増設条例ということで定められております。減債基金については、その処分方法等についても条例化されておまして、償還等そういったものに充てるための積み立てということで、減債基金を積み立てしているところでございます。これらの目的に合致しなければ、当然それらの基金も処分できないということになるわけでございますが、現在のところ、この減債基金は金額が変わっていないというところで、これらに合致する償還等がないということで、積み立てもしていないというところで金額が増減がないということでの推移になっているところでございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 今、合致する地方債のというふうな話が出たんですけれども、前年度ですね、これは1.5、150%近く、147.6%の前年対比で地方債が発生しているわけなんですけれども、合致する地方債のことと

いうのは、私、具体的にはちょっとわからないんですけども、そういった合致する、合致しないというのはどういうところで判断するわけなんですか。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 吉田政樹君 登壇〕

○総務課長（吉田政樹君） 成果報告書のほうの42ページでございますが、これにつきましては、歳入についての内容でございます。村債というところで、前年度に比べまして147.6%の増ということで、これにつきましては村債、歳入でございます。先ほど申し上げました減債基金につきましては、償還に充てる基金ということでございます。村債はあくまでも歳入と。減債基金については、償還に充てるものを使う基金ということでございますので、そのところが違う部分でございます。

○議長（藤田利春君） 暫時休議。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時47分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） はい、了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第1号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、認定第2号 平成28年度中島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） ここ、8ページを開いてください。

雑入で、1番の一般被保険者第三者納付金、これについて損害賠償金収入とあるんですけども、私も随分、三、四年前からずっとこの国保のやつを見たんですけども、ここほとんどゼロで来ているんですけども、今回これ上がっているということはどういう内容なんだかご説明お願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

8ページの第三者納付金の損害賠償金収入でございますが、これは交通事故に伴う医療費用の収入でございます。本来、交通事故に遭われた方が病院にかかった場合は、加入している保険は使ってはならないというか、対象になりません。ただ、今回というか、今、本来であればその方というか加害者として過失割合があるんでしょうけれども、その医療費については、そういう保険で支払うというのが原則でございます。ただ、交通事故とかは最終的に示談とかになって、過失割合とかが決まってくるなかなか日数がかかります。その間、自分でその分100%医療費を払うのは大変だということで、とりあえず加入している保険、この方は今回、村内で国保に加入している方ですが、国保をとりあえず使っておいて、それでそれが、きちんと治療が終わりまして、過失割合も決定してからその保険会社の、これは自賠償保険ですが、そちらのほうからその分の、そして村に村が立てかえた分の費用としてお金が入ってきたということでございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 交通事故の場合は、たしか保険がきかないんだという話は、私も以前に聞いたことはあります。それで、だから交通事故とかそういうので病院にかかった場合のときには、本当に100%自分で負担だということで、本当にこれは大変なことだと思うんです。だから、交通事故には十分注意しなくちゃならないんですけども、この事故の状況というのはどういうふうな状況だったんですか。ちょっと今わかれば教えてほしいんですけども。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 矢吹勝人君 登壇〕

○住民生活課長（矢吹勝人君） 私のほうに、その状況までは情報は入ってきておりません。これだけ、いついつかに何日に事故が発生して、誰々、国保加入者、そのお名前とかまでは載っておりますが、その状況までについては、うちのほうには連絡は来ておりません。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 私も今、先ほど言ったようにですね、交通事故の場合は保険きかないということで、本当にこれは交通事故だけは注意なくちゃならないということはね、今言ったとおりですけれども、お互いにやっぱり交通事故には気をつけて、こういうふうにならないようには気をつけたいと思います。

ここが本当に、今ゼロが本当は、これは一番いいことですから、これが継続するように期待して、今の内容で話わかりました。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 質疑ありませんか。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 1ページ、わかりやすく、不納欠損がちょっとこれ今説明を受けましたけれども、このまず人数、実際あってはまずいことですよ。一応、ここで正確な人数をもう一度、説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 会計管理者兼税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 小針友義君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（小針友義君） 国保税につきましては、約70万円ほど欠損をさせていただきました。

今回につきましては、3名の方、件数で33件でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 3人ですか。これはこういう処理をするということは、いつも前にも説明を受けてある程度は理解をしているところがあります。ただ、一応税の公平性を保って、とにかくその根本を崩さないように努力をしてください。

質問は終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時55分

第 3 回 定 例 村 議 会

( 第 4 号 )

## 平成29年第3回中島村議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成29年9月15日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 認定第3号 平成28年度中島村簡易水道特別会計歳入歳出決算  
日程第 2 認定第4号 平成28年度中島村土地造成事業特別会計歳入歳出決算  
日程第 3 認定第5号 平成28年度中島村農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算  
日程第 4 認定第6号 平成28年度中島村墓地特別会計歳入歳出決算  
日程第 5 認定第7号 平成28年度中島村介護保険特別会計歳入歳出決算  
日程第 6 認定第8号 平成28年度中島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
日程第 7 陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について  
日程第 8 議員派遣の件  
(追加)  
日程第 1 発委第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について  
日程第 2 閉会中の継続調査の申出について(議会運営委員会)

---

### 出席議員(8名)

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 椎名康夫君 | 2番 | 小室重克君 |
| 3番 | 小林均君  | 4番 | 小室辰雄君 |
| 5番 | 小松公雄君 | 6番 | 鈴木新平君 |
| 7番 | 木村秋夫君 | 8番 | 藤田利春君 |

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                          |        |        |        |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 村長                       | 加藤幸一君  | 副村長    | 小針英希君  |
| 教育長                      | 佐藤正敏君  | 総務課長   | 吉田政樹君  |
| 会計管理者兼<br>税務課長           | 小針友義君  | 住民生活課長 | 矢吹勝人君  |
| 建設課長                     | 久保田利男君 | 保健福祉課長 | 相楽高德君  |
| 学校教育課長                   | 木村修君   | 生涯学習課長 | 鈴木勝正君  |
| 企画振興課長兼<br>農業委員会<br>事務局長 | 向井正君   | 代表監査委員 | 大澤洋次郎君 |

---

職務のため出席した者の職・氏名

事務局 長 椎 名 正 光 書 記 藤 田 幸 江



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

---

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、認定第3号 平成28年度中島村簡易水道特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） おはようございます。

1ページの歳入をお開きください。

私の言うことは、大体中身は見当っているかなと思いますけれども、毎年収入未済額が発生して、これが繰り越しという状況が続いております。ただ、よその税金は広域で回収機構とかがあって、回収は少なからずは進んでいると。ただ、この場合には毎年少しずつなって、だんだん雪だるま式に大きくなっていきますよね。これは、いずれはとめなくちゃならないと。何とかしなくちゃならないと。これを現状維持よりは少なくしていくのが本当は責務であろうと。ただ、その方法について、何かお考えがあるか、そのご返答をお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 久保田利男君 登壇〕

○建設課長（久保田利男君） おはようございます。

ただいまの1ページの収入未済額の使用料の金額が年々増えているというふうなことで、どういうふうな方法でこれを減らしていくのかというふうなご質問ですが、まず、この使用料につきまして、毎年申し上げているとおり、ほとんどの滞納者の方が固定滞納者と言われている人らでございます。

回収する方法として、私たちが日々納入してもらおうように努めているところでございますが、最近の回収といたしまして、ある程度一遍に納められない方については、納入計画書とか、そういうふうなものを出してもらって、日々分割して納めてもらっているところでございます。

また、この納入計画書に出してもらっている、また、常に分割して納めてもらっている人たちが3カ月以上納めないというか、一度も納めてもらっていない人に対しては催告状とかを出しまして、それらについて納入

をしてもらっているところでございます。ただ、その中でも何人かの人なんです、催告状なり給水の警告書を出して納入に努めているところでありますが、何名かの人については、そういうふうな納める意欲がないというふうな人もございました。この度、今年度につきましては、2名の方を給水の停止としたところでございます。

一応こういうふうな状況のもと、決算時点、3月31日並びに出納閉鎖の5月1日の段階では、このような金額が未納となっておったところ、最近の収納というか現在では140万円ほどの納入がございました。今現在はそのような状況になっております。今後、その納入についての方法といたしましては、これから私たちいろんな形で検討しなきゃならないと思うんですが、隣接町村にいろいろ話を聞きますと、白河市あたりは業者さんに徴収をお願いしているというふうな部分もございます。私どももそういうふうな部分、業者に依頼するとかというふうなことの、いろいろメリット、デメリットを今後検討いたしまして、徴収に努めたいなというふうに思っておりますので、以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 今、答弁をもらったわけですけども、はっきり言って生ぬるい。携帯電話、皆さん持っていますよね。納めなかったらば、次の日、3日もしなかったらつながりますか。それが現実。

それと、納めない人が固定しているというのはちょっといかがなものかと。ただ、これは命にもつながるし、生活上必要なものでありますよね、水というのは、当然。だから、よーいどんでとめるというのはなかなかいかないのかなと、それは理解していますけれども、ただ、普通の生活をして金を払えないというのは、ちょっと私からすれば相当ずるいんじゃないかと。その辺はやっぱりある程度きちんと精査をして、生活困窮をしていて、どうしても滞納が続くんですという、そういう人もいますよね。それはそれで振り分けて、きちんともっと回収の方法、担当者が出向くといってもこれも大変でしょう、実際のところ頭数も必要だし。それはこの次の別な、これは一応特別会計とはなっていますけれども、現実の問題として、これ予算的な措置は一般会計からきていますからね、名前だけが特会であって。ということは別なほうの特会も、この次も、それは同じような質問なりありますからしませんけれども、はっきり言って。一般会計からみんなお金が出ているんだから、実際言って、この水道だけで単独に成り立っているわけじゃないです。その場合だったらば、やっぱり特会という名前を、それは外せないんでしょうけれども、これ税金の回収というのはもう少し各課一体化して、何かの方法を講じたらよいのではと。よその業者や取り立て屋頼むなんていうわけにはいかないでしょう、実際のところ。最悪の場合には、そういう方法も一つありかなとは思いますが、各課同士でこの話をしたことはありますか。まず、それを答弁してください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 久保田利男君 登壇〕

○建設課長（久保田利男君） ただいまのご質問でございますが、これ特別な各課の連絡調整というふうな部分の協議とかという、連絡は特別なことはありませんが、先ほど申したように、固定滞納者については、この水道使用料だけでなく、あらゆる税金等に対しても滞納しているというような部分の中では、そういうふうな情報の共有をしながら納入に努めているところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） お話はこれで終わりますけれども、とにかく人が固定していて、いつも同じ人、これはこの次の別なほうの、排水のほうも恐らく多分連動していますよね。同じ課で大変でしょうけれども、とにかく私が言ったように一般会計から実際の財源みんな出ているんだから、これはやっぱり村内というか、役場の中でみんな共有して、きちんとした回収の対応策を立てるべきじゃないのかなと。私の意見としましてはね。でないと、雪だるまが解けるんじゃなくて、だんだん大きくなっていつっちゃうんだもの。そういうことで、今後縦横の連絡を密にして、その回収方法を庁舎内全員というか、あれで各課で連絡をとって、前向きにとにかく進めてもらう、回収の努力していただきたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、認定第4号 平成28年度中島村土地造成事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） おはようございます。

6ページをお開きください。

財産に関する調書の中に土地及び建物ということで、宅地、前年度末の残高が3,651平米と、今回決算では396平米の減と、1区画売却されたということで理解しておりますが、この決算年度の残高3,255平米、これが

残っているのですが、具体的にどのような土地なのか、それぞれ返答をお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 久保田利男君 登壇〕

○建設課長（久保田利男君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

6ページの財産に関する調書の中の、決算年度末の現在高3,255平米についての内訳というようなことでございますので、お答えしたいと思います。

まず、この3,255平米の内訳でございますが、この土地造成事業につきましては、昭和55年度に原山分譲住宅と平成5年度に浦原ニュータウンの宅地分譲事業を行ったところであります。また、あと、第一工業団地の分譲も行ったものであります。

これらにつきまして、それぞれの土地がまだ存在しているというようなことでございますが、これらについて、まず原山でございますが、原山分譲地で、まず分譲公園といたしまして2区画の土地が、今現在公園になっているんですけれども、公園が2区画、2カ所ですね。あと、校長住宅及び公民館の予定地というようなことで、現在まだこの公民館は建設はしていないんですが、更地としてこの区画が残っております。

あと、浦原ニュータウン関係でございますが、浦原のニュータウンの公園、あとそのほか集会場の予定地として1区画でございます。

あと、先ほど言った第一工業団地、現在のウチヌキ製作所の北側になりますが、そこに残地として三角地でございますが、そこが1区画、1区画というか1カ所ですね、残っております。

あと、細かい各分譲地の水路とか集水ます等、それぞれの土地がございますが、これについては1平米にも満たない土地でございます。

以上、このような内訳になっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） ありがとうございます。

私、平成28年3月に定例会で定住化促進事業について一般質問させていただきました。村長は、定住者に供給する住宅地は過去に行った大規模な1団地とするか、あるいは小規模団地を複数とするか、多様な角度から検討する必要があると述べておられました。

中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、その中でそれぞれ村長を議長とする中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進会議、それから中島村総合開発審議会、決算でも出ておりますけれども、会議が催された模様でございます。そういう部分で、今後の定住化促進に向けて土地造成をどの程度検討しているのか、担当窓口は建設課というふうになっておりますが、その辺の進捗状況をちょっとお話できればありがたいというふうに思います。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの質問でありますけれども、まだ具体的にそういった審議会の中で話してはおりませんが、やはり移住・定住を促進する上では、宅地の供給というのは欠かせないわけでありまして、

そういった面で民間、それから公的機関、役場になりますけれども、そういったところがやはり宅地の供給等をやっていかなくてはいけないのではないかと思っております。

ただ、現在のところ、民間のほうも何社か宅地造成して分譲なんかしておりますので、そういったところを見ながら、村のほうとしても村のそういった財産、土地を有効に使えるような形で、今後検討していきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 村長さんから心強い、そして前向きに検討していくということをお聞きしました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、認定第5号 平成28年度中島村農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、認定第6号 平成28年度中島村墓地特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、認定第7号 平成28年度中島村介護保険特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、認定第8号 平成28年度中島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

---

### ◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情を議題とします。

この陳情は、産業建設常任委員会付託であります。

産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、鈴木新平君。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木新平君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（鈴木新平君） 産業建設常任委員会より報告いたします。

本委員会に付託のあった陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、去る9月7日、産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査を行ったところです。

ついては、その内容及び結果について報告いたします。

森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等、山林対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府は平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めるところを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保の取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生などにもつながるものであり、そのための財源の強化は喫緊の課題である。

このようなことから、全国森林環境税の創設に関する意見書をもって関係機関に働きかけを求めているのが、今回の陳情であります。

審査の結果は、森林環境の充実、雇用の場の確保のために、安定した財源を確保することは願意妥当との意見一致を見たので、採択すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成29年9月15日、産業建設常任委員会委員長、鈴木新平。

以上です。

○議長（藤田利春君） 以上で委員長の報告を終わります。



これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第3号を採決します。

本件に対する産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は採択することに決しました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長（藤田利春君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付した印刷文書のとおり決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（藤田利春君） この際、お諮りいたします。追加案件として、産業建設常任委員会委員長、鈴木新平君より「全国森林環境税」の創設に関する意見書採択に関する陳情に係る発委1件、議会運営委員長、木村秋夫君より閉会中の継続調査に関する件が提出されております。これを日程に追加し、追加日程とし議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程とすることに決しました。

事務局より資料を配付しますので、暫時休議いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

---

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第1、発委第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員会委員長、鈴木新平君。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木新平君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（鈴木新平君） ただいま採択ありがとうございました。

発委前にちょっと、きょうの民報新聞に西白河地方森林組合が合併50周年の記念事業ということで、きょうの新聞に出ております。それで、各自治体の首長さんの祝辞等も出ておるといような状況でございます。

では、発委第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提案理由を申し上げます。

政府は、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めるため、地方自治法第99条の規定により、意見書を関係機関に提出するものです。

平成29年9月15日、産業建設常任委員会委員長、鈴木新平。

以上です。

○議長（藤田利春君） 以上で、提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま意見書について議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（藤田利春君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、木村秋夫君より、次期会議の会期等の議会運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しましたので、会議を閉じます。

---

#### ◎村長の挨拶

○議長（藤田利春君） この際、村長から発言があればこれを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、平成29年第3回の議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程いたしました報告1件、議案4件、認定8件、合計13案件を原案どおり可決認定いただきましたことに対しまして、衷心より御礼を申し上げたいと思います。

また、28年度一般会計及び各特別会計決算の認定に先立ちましては、監査委員の方々に余すところなく精査監査を賜り、決算審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書を提示していただいたところであり、今後の村政執行に当たり緊張感を持って村政を執行してまいりたいと思っております。

平成29年度も間もなく折り返しの時期となってまいりましたが、9月、10月は大変公式行事が重なってまいります。議員の皆様にもさらなるご支援、ご協力をお願いするところであります。

さて、子育て支援の重要施策の一つであります児童館も4月にスタートしましたが、運営に当たっては、設置目標の達成に向けてさらなる努力をしまいる所存であります。

29年度後半に向けて事業計画が着実に達成できるよう職員等一丸となって鋭意努力してまいりますので、議員の皆様のご理解とご指導をお願い申し上げる次第であります。

間もなく秋の収穫の時期を迎えますが、9月は台風の襲来が最も多い月と言われております。また、記録的甚大な被害をもたらした台風が9月に多く発生していることから、今後も注視していかなければならないと思っております。

結びになりますが、議員各位のますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（藤田利春君） これで平成29年第3回中島村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月11日

議 長 藤 田 利 春

署 名 議 員 木 村 秋 夫

署 名 議 員 椎 名 康 夫